

- 議長 おはようございます。 (午前9時30分)
本日をもって召集されました平成24年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。
9番 近藤 長一郎議員、10番 志賀浦 学議員。以上、ご兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は9月10日から9月18日までの9日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本定例会は9月10日から9月18日までの9日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済といたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成24年5月分、6月分及び7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済といたします。
・3番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
- 局長 (朗読する。)
監査委員から補足説明があれば賜ります。
久世監査委員。
- 監査委員 それでは、私の方から簡単に財政支援団体の株式会社南幌振興公社の監査結果についてご報告申し上げます。補足説明をさせていただきます。
財政支援団体の南幌振興公社につきましては、期中の業務実績を中心に監査をしてきたのがこれまでであります。ただし、今回の監査では決算処理事項をはじめとする決算の内容が合法的に処理されているのか等々についてを中心、主眼において監査をしましたことを前置きさせていただきます。
今、事務局の方から報告がありました1、2、3、4のうちの3でありますけれども、既にご承知のとおり当町が出資として2,660万円を出資してございます。これは、振興公社の総株数、971株のうちの2

66株で、全体の27.4%を占めていると。この数字は非常に3セクとしても責任ある株の持ち株であることをご認識してお願いしたいと思います。その次、損失補償金でございますが、これも既にご承知のとおり議会の議決では2億5,570万円、元金はもちろんのこと、利息の関係も補償していると。それも平成38年までですと。こういうことであります。後ほど、貸付金の現在残高については、その項で申し上げて参りたいと思いますが、次にめくっていただきまして、5の監査結果でございます。当然、事業の性格上、ゴルフ場が中心というよりもゴルフ上のみと言ってよろしいかと思いますが、その23年度の成績はいかにということで、細かい中身は省略しますが、まず23年の平日が1万7,094人で、前年度よりも921人、増減率で5.7%増えてございます。それから中段にあります土日祝、これが1万2,146人で、前年度より1,357人、約1割の減少であります。ここで注目いただきたいのは、平日と土日祝を比較する時に、客単価が基本的に違います。平日は客単価が少のうございます。ですからいかに経営をよくするためには、土日とどれだけの人数を利用してもらうかというのが非常に大きな課題と言いましょか、問題として取り上げていかなければならない。そうすると、23年度の平日は、921人、約6%増えてございますが、土日祝になりますと、1,357人、1%ダウンしておりますことを申し上げます。そういうようにご理解をいただいたようなことで、当然ながら、もちろん出て参りますけども、売上の条件としては悪い方向にシフトされているというふうになるわけです。

それから、コメントの方で下から2番目ぐらいに、土日祝は前年度対比で軒並み減少していると。週末の悪天候が大きく影響しています。ここ数年来、この関係は変わっておりません。というのは、異常気象が想定外でないというわけですね。想定内であるということをご当然、経営者側は考えて契約なり経営をしていただきたいと思います。このように考えます。

次に2点目でございますが、損益の状況という損益の計算書であります。ここで、3ページの営業外収益と営業外費用ということに説明をさせていただきますが、既にこれもご承知のとおり清幌橋の架け換えで、国から相当額と言いましょか。国だからくれるという金をもらいました。そこで、23年度、営業外収益が1億2,000万とありますが、このうち、清幌橋の架け換えに伴って頂いた国のお金は1億1,900万円、営業外の満額が国から頂いたというふうに、この数字は捉えて結構でございます。それに対する営業外費用というのが、6,023万4,000円でございますけども、このほとんどがまた清幌橋に伴うコースの復元費用、1億2,000万円もらって、数字を申し上げますと約5,600万円、半分弱ですね、しか、お陰様で使わない。もちろん振興公社の内部的な経営状況もありますが、そういう面ではそのような結果に相なっています。そこで、これも一番下段を見ていただきたいのですが、経常利益が4,286万円と。只今の国からもらったもの、それに使ったもの、差し引き4,200万円プラスになってはいますが、実質的には、

今、申しあげましたことを言いますと、もらった金より使った金が少ないので、その差額が、約6千数百万円、先ほど言うように半分ですよ、半分は利益算入になっているわけです。したがって、実質的には、4,286万円の利益は出たんですが、これはある意味では単純な計算上で出たわけで、構造的には全く違うということを考えていただきたい。そうすると、6,200万円が利益算入しましたから、ここに出てくる利益の4,286万円は、その、内数なわけですよ。したがって、それを逆算すると約2,000万円の赤字なわけですよ。ということをごらんください。

次に、3点目の資産の状況、貸借対照表ですが、ここで1点申しあげたいのは、現金預金が4,000万円ということで、22年度と比較すると約1,400万円近く現預金が多かったです。これは今申しあげましたこととは関係がございまして、国からそのような1億2,000万円というお金を頂いて、半分しか使っていませんから、したがってその分が現預金として決算時点で残ったという数字でございますので、したがって、24年、8月が終わったわけですから、この24年度の資金は若干、この影響を受けて良いわけですが、それでは25年度以後どうなるかということになりますと、非常に厳しい。単純な損益ばかりではなくて、資金収支も非常に厳しい状況にあるということをごらんください。

それから、最後になりますが、4ページに負債、資本の状況についてということで書いてありますが、これは先ほど申しあげましたように中ほどに、長期借入金2億1,652,000円、前年度より1,350万円、これは約定償還で償還した分を差し引きましたので、実質的に先ほど申しあげました損失補償は、2億5,500万円、元利を含めて、利息を除いて補償してございますが、現実には、2億1,000万円しか実質的な現在での補償はしていないというように読みかえていただければ結構かと思っております。以上、振興公社の監査結果についての報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては、報告済といたします。

・4番目 南幌町活性化特別委員会所管事務調査報告をいたします。調査報告について、活性化特別委員長より報告願います。

4番 本間 秀正議員。

本間議員 平成24年8月10日付け、議長宛て、南幌町活性化特別委員会委員長 本間秀正。所管事務調査(視察研修)報告について。このことについて所管事務調査(視察研修)が終了いたしましたので次のとおり報告します。記、1調査事項、(1)議会議員政治倫理条例について(2)議会活性化の取り組みについて。2期日、平成24年7月9日から10日までの2日間、事前書面調査7月3日、事後調査(まとめ)7月23日。3調査箇所、七飯町議会、福島町議会。4調査参加者、委員10名、

議長、事務局 2 名。

調査の概要については省略をいたしますが、調査結果のまとめは次のとおりでございます。七飯町、議会議員政治倫理条例について。今回の視察の結果から、議員全員が政治倫理条例の制定に向けて検討を進めていくべきとの意見で一致している。検討方法で議会基本条例と合わせて検討するか、単独で先行して検討するかとの意見があったが、大部分は議会基本条例とは分けて、先行して政治倫理条例の協議を進めるべきとの意見であった。今後、事務局と協議しながら他市町村の事例も踏まえて、資料を作成し、条例素案については、審査会の委員構成を議員とする方向で、資料を基に南幌町活性化特別委員会で協議、検討を行い、全議員が一致した考えとなるよう条例素案を策定していくこととする。

福島町、議会活性化の取り組みについて。今回の視察の結果から、まず、南幌町議会においてもこれまで取り組んできた議会改革に加え、福島町議会で行われている項目や他の先進自治体の事例を参考にして、さらに取り組むべき改革項目の検討、協議を議会運営委員会で進めていくこととする。議会基本条例の制定については、議員個々の認識、考え方にばらつきが見られるが、二元代表制としての議会、議員の役割を發揮するため、議会改革に取り組むことでは意見が一致している。議会改革にスピード感を持って取り組むことが喫緊の課題であり、その取り組み結果を検証しながら、議会基本条例の制定について議論していくこととする。以上、報告といたします。

議長 以上で、南幌町活性化特別委員会所管事務調査報告につきましては、報告済みといたします。

・ 5 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長 本議会定例会にあたり、2 件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育と収穫の状況についてご報告申し上げます。本町の基幹作物であります水稲につきましては、既に収穫作業が始まった農家もおりますが、空知農業改良普及センター空知南西部支所の 9 月 1 日現在の作物状況調査によりますと、水稲の生育状況は平年並で、いもち病の発生も見られなく、不稔粒の発生も平年より少ない状況で、登熟は順調に推移しております。また、8 月 30 日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表いたしました米の作柄につきましても、南空知は、やや良と見込まれております。小麦につきましては、収穫期には好天に恵まれ、赤かび病、穂発芽の発生もほぼ無く、既に収穫作業を終えており、収量、品質ともおおむね良好であります。圃場間での差が見られる状況であります。豆類及びてん菜も、現在のところ平年並みの収量が見込まれております。

次に、野菜の状況ですが、特にキャベツは、7 月と 8 月での降雨不足による影響があり小玉傾向ではあるものの、収量、品質ともに平年を大きく下回る状況ではありません。しかし、他府県との出荷が重なり低価格の取り引きとなっている状況であり、なお、出荷停止もあり、大変苦勞をしている状況であります。その他玉ねぎ等の野菜は、ほぼ平年並み

の収量が見込まれております。

以上のように、各作物間では多少の差はありますが、今後は、天候が順調に経過いたしまして、無事に出来秋を迎えられますように関係機関、団体と連携しながら、適切な対応に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、南幌工業団地への企業進出についてご報告申し上げます。進出される企業は、現在、札幌市において操業しております株式会社札幌ビケ足場で、業種につきましては、住宅用足場の施工、販売、リース業であります。進出形態については、賃貸による進出となっており、面積5,567.46平米で、去る8月8日に基本協定書を締結したところであります。今後は、本契約となる賃貸契約に向けて手続きを進め、10月中には賃貸を開始する予定です。企業は地元雇用も考えたいとお話もあり、本町の雇用対策にも貢献していただけるものと期待しております。以上であります。

議長 以上で、町長の一般行政報告につきましては報告済といたします。

日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員 南幌町民憲章の普及推進について町長と教育長にお伺いいたします。

本年度は開拓120年、町制施行50周年という節目の年にあたり、改めて先人の方々が築き上げてきたこの南幌を振り返るいい機会にもなっていると思います。その歴史の中の一つとして、昭和49年9月26日に南幌町民憲章が議決、制定されました。『町民憲章は町民の「おきて」あるいは「守るべき指針」として尊重し、その趣旨に沿って努力しなければならないものであり、町民生活の日常必要な心がけ、または行動の目標となるべき道しるべとして制定されたものである』と南幌町史に書かれています。制定当時は、各種主要行事には青年層による朗読なども行われ、また、町民の生活に融和する適切な実践活動を通じ、定着する目的をもって推進するための南幌町民憲章推進委員会を設置したようですが、近年は憲章に触れる機会が皆無に近い状態になっていると感じています。自分が住んでいる南幌町をより住みよい町にするために、また、お互いによりよい社会を作るために、節目の年であるこの機会に、再度、憲章の意義を確認することが大切かと思いますが、町長の町民憲章に対する考えを伺います。

教育長に伺います。小さい子どもの時から、自分が生まれた町や育った町に対する愛情を持つことが大切なことだと考えます。町民憲章を通じて、ふるさと南幌に住んでいることを自覚し、愛する心を育てていくことも教育の一環なのではないかと思えます。子どもの時に何度も口にした憲章は、大人になっても記憶に残ることが多いでしょう。小中学生には、前章である「わたくしたちは、太陽と緑に恵まれて、限りなく伸びゆく田園都市南幌の町民です」だけでも暗唱できるようにしてはいか

がと思いますが、教育長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

菅原議員の南幌町民憲章の普及推進についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町民憲章は町の将来像を「太陽と緑に恵まれた田園文化の町」とし、その実現に向けて町民一人ひとりの行動と、住みよいまちづくりを目指すための心構えを示したものであり、制定から37年を経過してもなお、その考え方は色あせることなく、混迷する社会情勢の今だからこそ改めて読み直す必要があると考えるところでございます。

町民憲章の推進につきましては、昭和53年度から町民憲章推進委員会が創設され、町花・町木の制定、公共施設や一般家庭への憲章配布、成人式などでの憲章の唱和、さらには、憲章の実現を目指した環境美化事業や啓発事業などが行われました。推進委員会につきましては、初期の推進目標は達成されたとして、平成7年度を最後に実質的に解散となったところでございますが、その後におきましても、行政はもとより町内各団体が推進母体となり、憲章に沿った事業などが進められてきたところでございます。

しかし、議員のご指摘にもありますとおり、町民の目に触れる機会が少なくなっていることも事実でございますので、本年の記念式典での憲章の朗唱、広報特集号への掲載はもとより、恒久的なものとしたしまして、町ホームページへの掲載、未設置公共施設への掲示などを進めて参りますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

議 長
教 育 長

教育長。

続きまして私から、小中学生に対して町民憲章の前章だけでも暗唱できるようにしてはどうかについてのご質問にお答えいたします。

以前より、小学校の学習指導要領に基づき、小学校3、4年生用に社会科の副読本「わたしたちの町・なんぼろ」を発行しており、社会科の授業を通して、自分が住んでいる町を自分で見て、聞いて、調べて、町の良さに気づき、今以上に郷土を愛する心を養い、学ぶことを目的としており、町の開拓の歴史なども学習しております。この副読本の最初に、町民憲章を掲載しており、社会科の学習の中で町民憲章や、ふるさと南幌などについて学んでおります。

議員ご指摘のとおり、ふるさと南幌に住んでいることを自覚し、愛する心を育てていくということは、とても重要なことと認識しております。この開拓120年、町制施行50周年を契機といたしまして、改めて、学校のみならず、社会教育においても、町民憲章の普及推進に取り組んで参ります。

議 長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

今、お二方からお答えいただきまして、ありがとうございます。

先に町長に再質問させていただきまします。町長のおっしゃっていただいたとおり、憲章を大切にというお気持ちは私の方にも伝わって参りまし

た。この町長のお答えの中で、平成7年度を最後にといいお答えがありましたけれども、やはりその頃は、まだみどり野団地の方々、たくさん入っている頃です。私はその後平成9年に入っているんですけども、やはり今でもまだいろんな方が入っている状況ですので、全戸に配布したということは以前ありましたけれども、また再度そういうような具体的なことがおありなのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

町内の各団体が推進母体となり、進めてきたということもおっしゃっていただいておりますけれども、町民の方がどれほど憲章に基づいた、例えば道路の美化ですよね、そういうことも含めまして、どれほど憲章を頭に置いて日々暮らしているかなというところは、まだ理解されていないと。私自身もそうでしたけれども、されていないのではないかなと思いますので、詳しく、もしお考えがありましたらお願いいたします。

それから、教育長にまた再度質問させていただきます。役場の正面玄関に石碑もありますし、各小学校にも柱にはめられて、あったことは私も承知はしておりました。しかしながら、やはり子どもさんたちにとっても小学校4年生だということでお答えいただきましたけれども、やはりその前から、例えば少年団とかもありますし、いろんな所に置いて、憲章を唱えると言うんですかね、お話しすることもあるかと思しますので、もし具体的なお考えがありましたら、お答えをいただきたいと思

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。

町民憲章を各家庭に再度配ってはどうかというお話でございます。当然、そのことは今後検討させていただきますが、広報等々に掲載をしながら、あるいはホームページなどにも掲載をする予定となっておりますので、それらの動向を見ながら考えて参りたいなというふうに思っています。

それから、我が町を良くしようという、町民憲章にとって随所に町民のいろんな方々が現在、なおやっただいています。皆さん、余り知らないかと思いますが、いろいろ街路の草取りだとか、それはそこから発想していただいておりますし、また、公園のごみ拾い、自主的にやっただいていいる団体もそこからの発想のようであります。それなりに新しい住民の方々も、そういう思いがあって根づいておりますので、私どもがちょっとわからない方もたくさんありますが、私が想像している以上に皆さん方は感じて取っただいて、それぞれ行動を起こしていただいておりますのでそれらを期待しながら、また、いろんな形で啓蒙活動をしながらやっていけばいいのではないかなというふうに。あまり行政が押しつけていくというのはいかがなものかというふうに思っていますので、そういう自主的団体が芽生えておりますので、それらを何とか多くの皆さんがわかっただけけるような形を持っていきたいなと、そんなふうに思っています。

議 長

教育長。

教育長
(再答弁)

それでは、子どもたちも含めて町民憲章に触れる機会を増やす考えは、という多分そういう意味だと思います。確かに町民憲章、従前は成人式辺りでも町民憲章の朗唱という、プログラム中にそういうものが組み入れられてきたことは事実でございます。ただ、現在、成人式等におきましても成人者が主体となった実行委員会の中で成人式が運営されてございます。そういうことも含めて、今年度、来年になりますが、その成人式の中でも再度そういうものも取り組めるような体制について、またご協議をいただきたいと思ひますし、いろんな少年団、子ども会育成連絡協議会を含めていろんな会議、会合等がございます。できれば町民憲章に目を触れていただくということも大切なことだと思いますので、そういう会議資料等にも町民憲章を掲載するなどして啓発を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長
菅原議員
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

今、お答えいただきましたけれども、例えば、町にしましても、この町民憲章を一つ一つ見ましても、例えば、ボランティア精神を養うだとか、それから交通安全の旗振りだとか、そういうところも町民憲章の中身を詳しく見ていくと、そういうところから発想されているということは町長おっしゃっていただいたように本当に十分にわかります。例えば、ごみのポイ捨てですよね、ポイ捨て防止だとか、そういうこともこの町民憲章の中に組み入れられるのかと思ひます。先ほどから町長も教育長もおっしゃっていただいたように、広報で載せるというようなお話もありますけれども、やはり目に触れるだけでは、私は余り良くないのではないかなと思ひますよね。やはり声に出して、誰かがリードをして、そして声に出していくということが私は大切なことではないかと思ひます。その中でも、ふるさとドットコムというサイトがネットではあるんですけれども、今、ネットの時代ですので、これは全国の自治体が加盟しているふるさとというPRするサイトがあるんですよね。このところを見ましても、北海道では143の市町村が加盟して、そして、自分のPRとしてほとんどの所が90%以上ですね、町民憲章、市民憲章を掲載しております。こういうところを使いましても、やはり町を愛する心というのが私はこの中にも表れてくるのではないかなと思ひますので、ぜひ、このふるさとドットコムだけではないですけども、声に出していくということを行政側としてリードしていかれるという、その姿勢をお聞きしたいと思ひます。そういう姿勢があるのかどうかをお聞きしたいと思ひます。

それから今、教育長にお答えいただきましたけれども、南幌町教育目標ですね、これも確かに憲章に基づいた内容だと私も改めて深く読ませていただきました。この中で町民憲章、子どもさんたちが声に出していくと、私はそのことがとても大事なことではないかなと思ひますよね。やはり子どもの時から折に触れ、町民憲章、私の言いました2行ですね、その前章の2行を言うことで、私は南幌の町民であると。緑豊かなこの

南幌町の町民であるという、子どもさんたちにとっての町を愛する心が私は大きくなっても根づいていくのではないかなと、そういうふうに感じております。小学校4年生からということでお答えいただきましたけれども、やはり目に触れる、耳に触れる機会というのは、小さい小学校1年生、例えばですけど、例えば小学校1年生でも、小さなお子さんでも、この2行だけは読んだり、それから耳に触れる機会も大丈夫なのではないかなと私は判断しております。ですから、年にとらわれず暗唱できる、私は町民ですという暗唱できるという、そのリードをぜひ教育委員会の方で大役を担っていただければというように思います。一番にはやはり町長もおっしゃっていただきました、教育長もおっしゃっていただきましたが、憲章に基づいたというそのお答えは大変ありがたいお答えですけれども、やはり憲章自体を暗唱すると。それから、常々に耳に慣れ親しみ、そして道路を美化する、それからポイ捨て、それから子どもたちのいじめですよね。今、いじめも横行しておりますけれど、この中で、互いにいたわり励まし合いましょと。ここのところは、まさしくいじめをなくす心じゃないかなと私は思います。この一つ一つを見ていきましても、子どもさんたち、あるいは大人の方々に、例えばこれからスポーツ少年団はこれですよと。それから、道路わきに草花を植えましょとか、一つ一つがやはりこの憲章に詳しく載っていることですので、声に出して言うことを行政、それから教育委員会が率先して行っていただきたいと思いますが、そのことだけ町長と教育長に再度お伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。

今、ネットという部分が非常に、はやってきているという部分もありますけれども、それからいきますと町のホームページも同じような扱いになっておりますので、そちらの方に掲載をしていくということであります。うちの町のそういう部分がいろんなところで見ていただくというのは、当然、町のホームページの方が詳しく出ているわけでありますので、それを見ていただいた時に、我が町づくりはどうだということは見えていただけないかなと思っております。私は、町民憲章は町内の方々がそういう思いを持って生活していただければ、先ほど言いましたように強制してこれは持つものではないと。日常の皆さんの活動の中にその思いがあって、既にもうやっていたい団体もたくさんありますので、そういうのが広がっていただければ、いろんなことがクリアできていくのだらうと思っております。子どもの、後ほど教育長の方から子どもの関係もありますけれども、子どもとか大人とかと言わずにそういう、先ほどもお話しがあった触れる機会を何とかこれからも作りながら、120年という一つの節目、50年という一つの節目を契機に、また原点に戻ってみんながそういう気持ちを持っていただくよう機会があるごとに、できるかできないか、これはいろいろ検討しながら進めていきたいなと、そんなふうに思っています。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

菅原議員の、前文だけでも子どもたちが暗唱できるような体制をとってはどうかということです。確かに私も、小さい時を考えますと試験に出るような問題については暗唱した部分が今でも暗唱、覚えているというような状況があると思います。確かに言葉で自然発生的に出てくる教育も必要かと思いますが、やはり私は目に触れる機会、何でこの町民憲章があるんだ、何でこの教育目標があるんだということで、既に議員の皆さんにもお配りしていると思いますが、南幌町の教育の中の前段に町民憲章、次に教育目標という形の中で、従前からずっと掲載をさせていただいております。そんなことで、町民憲章に基づいて、南幌町のまちづくり、教育が行われているんだということももう一度再確認をさせていただいて、できる限り町民憲章というものの大切さを子どもたちにも伝えていけるような方法を探っていきたいというふうに考えております。

議 長
石川議員

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に5番 石川 康弘議員。

私は、町長に1問質問させていただきます。次期町長選挙に向けて立起の考えは、ということで町長にお伺いいたします。

町長は、就任以来リゾート問題をはじめ町村合併問題など、本町の将来を左右する大問題の解決に邁進されて来られ、ある一定の解決が見られたことは評価に値するものがあると思います。

しかし、まだ本町には重要な課題が残されています。財政健全化に向けた自立緊急実行プランは、住民に負担をお願いすると同時に、事業規模の縮小や住民サービスの縮減を図りながら行財政の健全化を行ってききましたが、もうそろそろ新規の事業を立ち上げるとか、住民の負担軽減やサービスを復活するなど、新たな政策を展開する時期にあるのではないのでしょうか。

また、町立病院改革は3年間で改革を成し遂げるとの表明とは裏腹に、当初の計画どおりには進まないまま今年度で3年目を迎えます。このままの町立病院の運営で良いのでしょうか。果たして町長は本当に改革するお考えはあるのでしょうか。

このような背景にあって、町長は来年1月で任期が切れることになっているのですが、次の選挙には立起されるのかどうか。この難問をどのようにされるのかを伺います。

議 長
町 長

町長。

石川議員の次期町長選挙に向けて立起の考えは、とのご質問にお答えいたします。

初めに、行財政の健全化についてのご質問ですが、議員もご承知のとおり平成21年3月に実施した住民投票の結果を受け、本町は自立の道を選択したところであり、さらなる行財政改革を進めるべく平成25年までを計画期間とする自立緊急実行プランを策定し、取り進めているところであります。この間、住民の皆様には、負担増さらにサービスの低

下にご協力を頂いているところでありますが、かねてから申し上げているとおり、計画期間であっても財政状況によっては見直しをすべく、一例を挙げますと固定資産税については段階的に標準税率に戻すべく改正をさせていただいたところであります。今後におきましても、財政状況を見据え、平成25年度までの計画期間内であっても、負担の増さらにサービスの低下の解消に向け検討を進めて参ります。

また、自立緊急実行プランにつきましては、平成25年度において検証を行うこととしていることから、合わせて現在実施をしております第5期南幌町総合計画の後期の見直しの中で、新たな政策について検討を進めるべきと考えているところであります。

次に、町立病院改革についてのご質問ですが、平成24年度までの3カ年の経営改善計画を立て、改革に取り組んでいるところですが、議員ご指摘のとおり当初の計画通りには進んでいないのが現状であります。一つの要因としては、常勤医2名の交代による患者離れが大きいと考えておりますが、いずれにしましても計画期間の最終年を迎えていることから、現在、内部で検討を進めているところであり、早い段階で町としての考え方をまとめ、議会の皆様と協議をさせていただきたいと考えております。

最後に、次期町長選挙に向けてのご質問ですが、平成17年1月に町長に就任以来、2期目も残り4カ月余りとなったところです。この間、議会議員をはじめ町民の皆様にご理解とご協力を頂き、夢のある故郷づくりに向け、邁進してきたところです。任期も残りわずかとなったことから、早い時期に後援会の方々とも相談をさせていただき、進退を明らかにして参りたいと考えております。

5番 石川 康弘議員。

今、ご答弁いただきました。私は一番聞きたいところは、このテーマのとおり次期町長選に対して本当に出られるのかどうかという、その進退をはっきり聞きたかったところでもありますけども、そのお答えとしては、まだというふうなお話してございました。ただ、一つ、やはり申し上げたとおり、今いろんな問題がまだありますけども、とりわけ2つの問題として町長に対して、どういうふうな考えでこれから進められるのかということでお伺いしたところでございます。行財政の健全化に関しましては、先ほど申し上げましたし、町長もおっしゃいましたとおり、この自立緊急実行プラン、平成21年から25年度までの5年間という形で進めています。当初は、住民からの反発やら、計画倒れが不安視されていたんですけども、計画の67項目、おおむね達成されているのかなというふうな感じがいたします。それにより、当初計画していた繰越金、一般会計の繰越金2,000万円は、毎年5,000万円以上を生み出してきていると。また、実質公債比率も本年度で20%まで減少して、財政健全化は予定より早まって進んでいるというふうに見られるかと思えます。それにより、先ほどもおっしゃっていましたが、固定資産税の引き下げなどを行ってまいりますけども、やはり来年度からは、ま

議 長
石川議員
(再質問)

だ25年度ありますけれども、さらに住民負担やら新規事業に着手するべきじゃないかというふうに思うんです。自立緊急実行プランの5年間は本町の発展を確かに遅らせました。しかし、トンネルの出口が今、あとわずかで見えてきている今こそ新規事業に着手するとか、また、新たな出発の準備をするとか、そういった行動を起こすべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。それが次の町長としての仕事であると考えますけれども、このまま辞めてしまったのでは町長自身、何もできないで終わってしまうと思うんですけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

2つ目に町立病院ですけれども、平成21年に外部審査を受け、経営診断を受けるためにということで経費330万円もかけて、総務省の経営アドバイザーを依頼して審査を行いました。その審査結果に基づき、あと3年間で経営を改善し、黒字に導くと、町長は述べられたところであります。議会ともいろんな形で研さんし、また、いろいろ協議してきましたけれども、その中で町長が我々に言ったこととして、実はその話としてメモ書きしたものがああります。それをちょっと読み上げますと、これまでの改善策は実行できなかつた。現場の医師の意識改革が必要だつたと。今、医師が交代するが、残った医師の意思確認をすると、改革に頑張るといふふうに回答していた。責任は私にある。相当な覚悟だ。できなければ、病院はなくなる覚悟だ。理想は繰り入れせずの黒字経営だ。ぬるま湯感があつた。今まで経費節減のため情報不足、研究不足だつたと。今回の結果を踏まえて、病院に強く発言していく。3年後、経営改善できなければあきらめる。医師たちも危機感を持っている。今、医大に限らず、北大へ出向くためにも議員の後押しが必要だといふふうなことで、町長は我々に熱く語り、そういった中で最終的に今の町立病院の町の3年計画に対して我々としてもゴーサインを出したところあります。しかし、先ほども述べられていましたけれども、新任内科医に患者が増えず、また、小児科医も途中交代。さらに、町長とともに病院改革に挑むと表明した病院事務長も途中交代する中で、一向に病院経営は好転していません。あと3年間で、いふふうに述べていましたけれども、まさに今年が3年目あります。今年度で目標達成できなかつたら、3年前に町長が述べたとおりあきらめるということになるのでしょうか。そして、もし次期町長選挙に出馬しないならば、それは投げ出したといふふうな形にもとれるのですが、それは良いのでしょうか。とにかくこの大きな問題に対して町長自身のもうちょっと親身な考え方についてお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えをいたします。

我が町の課題はいろんなものがございまして、できるものから課題解決に取り組んできたというのが実情でございまして。ただ、遅れている部分もこれは確かにございまして、それらは全力を挙げて解決に向けて取り組むのが、これは私だけでなく、首長になる方々が、みんなそれぞ

れの町、市町村、全部よくしようとして頑張っているところかと思いません。私も同じであります。持っている力、スタッフ含めて、皆さんにお願いをしながら、町民の皆さんにもお願いしながら、何とか我が町が立地条件にいい、こんなにいい町であります。そこをちゃんとするのが、その時の首長であろうかと思っておりますので、その部分は最初から思いをずっと持ちながら今もやっているところでございます。それぞれ解決できたもの、あるいは解決できないもの、たくさんありますから、今、私の中でその分の整理をさせていただいていると。また、いろんな方のご意見もいただいているところでありますので、それらを総合判断をして考えていきたいなというふうに思っております。先ほど何もしないと、よく言われましたけれども、いろんなことをやってきたんですが、ただ、箱物を建ててこれができた。そういうのができるとかできないとかとは私は違うと思えます。最近の町民の方々が、いろんな声もかけていただけるようにだんだんできています。我が町をみんなが愛する気持ちを持って、先ほどの町民憲章ではありませんが、そういう声もたくさん出てきている。私はそういう部分をみんなが自覚していただければ、いずれいい町にはなっていくと。それが何もしなかったら、そういう言葉は出てこない。私はそういう信念を持ってやってきたつもりであります。特に病院の関係、石川議員が言われたとおりであります。改革をすると言ったら先生2人が辞められたということでもあります。当然、私どもは信じて先生方はやっていただけると。やりますねと言ったらやりますと。それが、その話をして1年ちょっとぐらいで2人も変わったということでもあります。その中で、私どものできるだけの努力をさせていただいたと。当然、今年の決算資料、昨年度の決算資料を見ていただいたらちゃんと出ていると思えます。ただ、出ていないのは、課題が解決していないと言ったら、患者数が思うように伸びていない。経費の削減についてはできるだけ当初の計画に近い、全部がやったとは言いませんけども、そういう部分は、当然、石川議員は常に数字を見ていますからその辺の理解をいただいていると思っておりますが、まだまだそれにしても足りない部分あるかと思えます。私は、今の高齢化社会、うちの町も24.2%になりましたよね。もう何年もしないうちに30%になる可能性が非常に高いわけです。そういう中で病院がどうあるべきかと、そのことも含めて時代背景が変わってきている。そんなことをお年寄りの皆さんからも不安視される声が多いわけであります。そういう中で町として病院をどう経営していくか、それを今検証しながら新たにまたどうあるべきかということ、させていただいております。前にも言ったように、なくすのは簡単なんです。でも、継続して、高齢化社会に向けてどういうやっていくか。そのことが私は大事なことはないかなと。今の住民の皆さんの声を聞いていくと、非常にその声がたくさん出てきておりますので、何とかそういう部分で私どもは改革というか、改善は常に図りながら経営の問題はやっていかなければならない。常に経営感覚を持ちながらと前にもお話しさせていただきましたけれども、これは働

いている人も皆さん、そういう感覚でありますし、これは病院だけでなく役場も含めて、全部そういう感覚を持って、常にそういう行動をとっていただいていると思っています。ただ、病院だけは患者数が出ていませんので、そこに顕著に表れております。その原因もある程度、わかっております。それがどうクリアできるのか、できないのか。そのことも十分感じながら、関係機関等々とも今、お話しをさせていただいておりますので、後ほど、町としての考え方がまとまったら、また議会の皆さんとも相談させていただきませうけれども、そういう背景を通じながら病院経営を何とか持っていきこうと。当初のとおり、理想は一般会計の純然たる持ち出しがなければ、交付税の算入の中でやれる体制づくりを早く確立したいなど。その思いで今やっているところでありますのでご理解いただければと思います。そういういろんな背景がございますので、いろんな方々のご意見も聞いた中でどうあるべきか、私自身がどうするべきか自分の中で今葛藤しておりますので、後援会の皆さんとも、いろいろ言われております。石川議員言われたとおり、投げていいのかという強烈なご意見もいただいております。私は投げるとか投げないとかそういうのではなく、今まで一生懸命やってきた。今後も一生懸命やれる材料はあるかどうか。自分の中で今葛藤しております。そのことも含めながら、町の将来、どういうあり方がいいのか。そのことを十分感じながら進退については、後ほど表明させていただきたいなというふうに思っております。

議長
石川議員
(再々質問)

5番 石川 康弘議員。

再度お伺いいたします。先ほど、行財政の関係でお話ししたのは、何もできなかったというのはちょっと言い過ぎだったかもしれませんが、新規のものとしては本当に数少ないと言うか、もっとやはり住民が今求めていることに対して応えるような事業が何もされなかった。それはやはりこういうふうな財政健全化に向けて、町民一丸となって努力したからというふうなことにもなるんでしょうけども、やはり、再度言いますが、健全化になったから、例えば25年のプランが終わったから、それからやろうというのではもう遅いと思うんですよ。やはりやるならばもう今年度あたりから、せめて25年度にある程度出来上がって、幾らかでももう後半から始めぐらいな、それぐらいの準備も必要じゃないかと。いろんな形でも住民や行政内部でも職員内部でもいろいろ出ていると思います。新しい事業、うちの町、今、周りがいろんな形でそれぞれの近隣の町村がやっていますけども、それ並みとは言いませんけども、やはり何らかの新しい事業展開しなければ人口増もそうでしょう、工業団地の誘致もそうでしょう、産業振興発展にしたってまだまだすることはいっぱいあると思うだけに、せめて今からでもそういう段取りを、準備を進めるようなことをしていただけないのかなということ、まずお伺いしたいということだったんです。

それと、町立病院に関しては、確かに私も本当に2人も院長が代わったということでは、お気の毒な面も感じました。しかし、やはり現実と

して病院がもうちょっと当初の計画にもっと近づけるような努力が必要だったんじゃないかと。医師もそうでしょうけども、事務長もそう、それから看護師やら何かでも全体的な体制が本当にそういうふうな形で、医師が代わったからって滞ってしまうのでしょうか。もっと、そういった面では町長が病院に大きく強く声を出していくとおっしゃっていたがゆえに、接遇についてもそうでしょうし、事務体制もそうでしょうけども、もっともっと患者さんに対して、また町民に対して応えられるような病院の体制だってできたはずなんですけども、それが何か見えてこないという感じがするんです。以前も言いましたけど、私、毎月病院行っています。何のためと言えれば自分の病気もあるんですけども、やはり病院がどういうふうな形でやっているかというのを見させていただいています。いい時もありますけれども、全然旧態依然だなと感じる時も時々あります。やはりそういった基礎から病院を変えていく、そういった面で医師が2人代わったからなんだという、そういうだけの理由では私は理由にならないと思います。もっともっと町長が声を出して行って、事務長をもっと動かしてというふうな形でやっていけば、まだまだ変わる可能性はあるはずなんですけども、そういうった中でもリミットの3年間で過ぎてしまうというこの現状の中、町長は、改めてまとめて議員に提案していくというお話しでしたが、幾らかでも今の段階でどういうふうな形で、また3年間ちょっとリミット延ばしてくれなんていう話になるのでしょうか。その辺り、もうちょっと詳しくお伺いしたいんですけども、どのような考えなのかお伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えをいたします。

財政の健全化というのは、まだなっているわけじゃないです、うちの町。当然、前にお話ししたとおり、町独自で借金できる、大手を振って借金できる指数にはまだ達してない。そのことは前にお話ししたとおり、早く18%切りたいというのはそういうことであります。土地開発公社の問題もあります。ですから、今そこへ向けて自分たちの町が自分たちでお金を作って、どういう事業をやるか。そこに乗せるまでにもう一歩であります。ですから、今、頑張っている。これを今取り崩して、また20数%になって財源が足らなくなったらどうするんです。来年度の交付税の概算要求、マイナスですよ。そういう背景があるから自分たちがきちんとできる数字を早く残してあげないと、若い人たちが非常に困る。私はそういう思いであります。ですから、今、頑張っている皆さんに本当に申し訳ないですけども、できるものからは少しずつ改善させていただいていますけれども、華やかになる部分、石川議員が多分要求しているのは、よそでやった華やかになる、マスコミに大きく載せていただくような事業というのは、なかなか今のうちの町の中身では。ですから、25年まで早く頑張って、何も言われなくて、できる体制づくりをしてあげるのが。そういう思いで私ずっと2期やってきましたので。誰が町長をやられてもおかしな町にさせないで、やり

やすい環境づくり、それを早く作りたいというだけの、それが町民の幸せになるわけでありますから。その思いで今やってきたつもりでありますので、いろんな思いがあろうかと思いますが、私なりにやれるものは、やって参りました。また、石川議員が言われるように課題もたくさんあります。その中で、路頭に迷うことなく、着実に前へ進められると。後ろへはもう下がりたくないですから。そういうまちづくりをこれから、どなたがなられてもできる体制づくりを早く作っていきたいなど。あと残り4カ月ぐらいですけども、見えたものもありますし、見えないものもあります。それらをいろいろ検証して、いろんなご意見をいただいて、どうするかは判断していきたいなど。そういう意味であります。

それから病院改革、本気にやってないんじゃないかというような話でしたけども、私は病院も行って、一生懸命、皆さんにお願いをしております。働いている皆さんも職場がなくなったら大変なことです。その思いでやっていただいているわけであります。ただ、先ほど申し上げたように、十分認識していただいた方と認識していない方々がまだ見受けられるのも事実であります。ですから院長以下、同じ思い、気持ちでやってほしいということで何回も毎年行ってお話しをさせていただいています。ただ、その思いが通じてないものもありますので、これからもその部分についてはやっていきますし、当然、私どもは、町立病院がどうあるべきかということも含めながら今やっているわけでありますので、後ほど皆さんとご相談をさせていただきたいと思っておりますが、町民にとって何がいいのか、そのことを思いながら今やっておりますので、もう少し時間をいただければありがたいなというふうに思っておりますので、いろんなことがあろうかと思いますが、まちづくりというのは1人でできるものではありません。やはり町民、今、みんながその思い、できるだけみんなが、8,538人、今いますからね、一人でもそういう気持ちを持っていただけるようなまちづくり、それができればいいのではなからうかなというふうに思っておりますので、そのことも含めて、いずれかの機会に後援会の皆さんとは相談をさせていただいて、どういう答えになるかは別として、今までやってきたこととこれからどうなるべきかということの中で、私が最後に判断をさせていただきたいと思っております。

議長

以上で石川 康弘議員の一般質問を終わります。

ここで、10時45分まで暫時休憩をいたします。

(午前10時35分)

(午前10時45分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員

本日は2題の質問をさせていただきます。

役場玄関前の手すり設置並びに公共施設に杖ホルダーを。現在、本町の高齢化率が24%と高齢者が年々増加の傾向にあります。高齢者や障

がい者、妊婦や子ども連れの方が冬場に役場庁舎に入る時に玄関スロープに手すりが無いため、大変危険だと思います。転倒防止など安全に配慮した手すりを設置する考えがないか伺います。

また、杖の利用者も多くなっています。公共施設には杖を置く所がなく、置き場所に苦慮されていると聞いています。カウンターなどに簡単に杖を立て掛けられる杖ホルダーの設置が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

佐藤議員の役場玄関前の手すり設置並びに公共施設に杖ホルダーを、とのご質問にお答えいたします。

初めに、役場玄関前の手すり設置についてお答えいたします。スロープへの手すり設置は、転倒予防に資するものと考えております。役場正面玄関前のスロープには、屋根が設置されていないため、冬場の対策としては、十分なものではないかもしれませんが、少しでも安全に利用できる庁舎となるよう、手すりの設置に向け取り組んで参ります。

次に、杖ホルダーの設置についてお答えいたします。杖ホルダーについては、町民の方からの苦情や要望などもなかったことから対応していませんでした。ホルダーの設置は、杖を使用される高齢者などにとっては利便性の向上が考えられることから、今後、利用の多い窓口などを中心に設置して参ります。

議 長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

設置に向けてのご答弁、大変うれしく思います。どのような立場の方であっても安心して役場を利用できることは、最高の住民サービスだと思います。そこで設置時期ですが、雪が降る前の年内に必要なではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

それと、さらに先ほどの杖ホルダーの件ですが、ここで杖ホルダーを通して意見を少々述べさせていただきます。この杖ホルダーは現在、全国の病院、銀行などで広がりつつあります。カウンター、記帳台で手続き中でも杖の転倒を気にしなくなり、安心して設置を利用できるものです。町立病院の中でも杖を使用する方も増えました。その時に、会計の時に、とても不便そうに杖をつきながら財布の中からお金を出している、その高齢者を見て、杖ホルダーの設置が必要と考えました。このような小さなことでも、大切なまちづくりの第一歩ではないかと思っています。町民が町に求めている小さな問題であっても、それがたとえ杖ホルダーのように暮らしに便利で必要なものはたくさんあります。まちづくりのために町長に声を届けたいが、問題が大きくなければ伝わらないと思っている方もいらっしゃると思います。その小さな住民の声を町長は、今後もどのような思いで聞いて取り組んでいただけるのかお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、玄関前のスロープについては、当然、除雪のことがありますので、できるだけ雪の前にとというふうに考えておりますが、逆に言うと除

雪に支障にならないことをうまくできなかつたら、付けたら今度はまた違う意味で大変でありますので、そのことを十分に配慮しながら町民の利便性を図って参りたいなと。スペース的には、非常にそんなに広く取れる所でございますので、そのことも含めながら検討させていただきたいなというふうに思っております。

それから、杖はいろんな声があったということでもありますけれども、残念ながら私どもにそういう声が届いていなかったということでありまして、今まで職員も通じて出前講座やら談話室やら、あとは私はどこでも何があっても少人数でも皆さんが言ってくれれば行きもしますし、来ればお話しはさせていただきますと。そういう中で、そんな要望はなかったものですから、ちょっと。ですけども、やはり杖のつく方が増えてきているというのも事実でありますから、これについては一番利用される多い窓口から順次付けていきたいなとは思っていますので、どちらにしても、そういう声というのは議会議員さんを通じながら来る場合と、それから談話室だとか出前講座だとかという機会等々があろうかと思っておりますので、ぜひそういういろんな声があったら、できるできないは別として、まちづくりにかかわるものについては、私どもは住民の皆さんの声は聞くことにしておりますので、もしそういうことがあれば言っていただければと、そういうふうに思っています。

議長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

次に移りたいと思います。

次の質問ですが、高齢者、要援護者の災害への備えについて。昨年の東日本大震災の脅威は今でも忘れることはできず、私たちの生活に様々なことを投げかけました。今回の大震災では、高齢者や要援護者が多く犠牲になりました。避難ルートがうる覚えだったり、災害時に救護が来ても、常備薬、非常袋のある所を探すのに時間がかかり逃げ遅れてしまった方や、避難所で家族の名前や連絡先を言えなかった方もいたようです。

そこで、1、高齢者、要援護者自身が避難所、避難ルートの認識や、非常用の備えをされているかを町で把握しているのか。

2、高齢者や要援護者が、どのような防災意識を持っているのか。防災を中心に考えた調査やアンケートなども必要ではないのか。

3、要援護者の速やかな救護のためにも、必要備品が入る色、形を統一した非常袋を町で作る考えはないか。

以上、3点を町長に伺います。

議長
町長

町長。

高齢者、要援護者の災害への備えについてのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、町では、高齢者の方、要援護者の方を含めた、すべての町民の方を対象に、毎年、町広報を通じて、自分が住んでいる地域の避難場所や避難時の注意点などをお知らせしているところであります。

また、突発的に発生する地震災害は、建物の倒壊や家具の転倒により生命の危険が非常に高いため、町では2級以上の身体障害者手帳を所持されている方など、ある一定の基準に該当する方を要援護者として登録させていただいて、震度4以上の地震が発生した時には、電話で安否の確認を行っております。その要援護者への登録の際に、個々に、南幌町地震対策のしおりを配布し、その方の避難場所や地震が起きた時の心得、非常用品などの説明をさせていただいており、少なくとも登録されている要援護者の方には、防災に対する認識はいただいているものと、町では考えております。

次に、2点目のご質問ですが、要援護者の登録手続き時に、承諾書と合わせて、地震が発生した時に1人で逃げることができるか、大地震発生への心配はないかなどといった簡易な意識調査を行っており、また昨年、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯などを対象に実施した、あんしんキット見守り事業においても個々の身体状況や緊急連絡先など、町の災害時への備えとして、生活実態と合わせて情報の把握、整理に取り組んでおります。

しかしながら、高齢者をはじめ障がい者や介護認定者などの要援護者の方への防災対策、とりわけ避難場所の認識や非常用品の準備の重要性について、周知の徹底が必要と考えており、これからも各種事業や町広報など、あらゆる機会を通じて積極的に啓発に取り組んでいきたいと考えております。

次に、3点目のご質問ですが、いざという時、直ちに避難するには、日ごろから非常持出品を準備しておくことが大切であります。リュックサックなどにひとまとめにして、いざという時、取り出しやすく、災害の影響を受けにくい場所に置くなど、すぐに持ち出せるようにしておくことが必要となります。災害時に最低限必要な非常用持出品は、各家庭に応じて必要な物資を準備しておくこととなり、用意される品数も異なるものと思われまます。特に、病弱者などは日ごろ服用している薬や医療器具も用意する必要があるのではないかと思います。統一した非常用袋を町が作り、要援護者に配布することにつきましては、救護に対する効果としては否定するものではありませんが、袋の中に医薬品がある場合などは保管場所の問題も予想され、一律に玄関などに置けないことも考えられます。そのようなことから、まずは非常持出品を準備することを基本として、各自が取り扱いやすいものを用意していただくよう、要援護者に限らず全町民に対し啓発して参りたいと考えております。

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

取り組んでいただけるということで安心しましたけれども、私は、なぜ町で情報把握の必要性があるのかと申しますと、広報や町からの発信が届いていないことを気づきました。今回の東北の大震災で逃げ遅れた高齢者、要援護者の方たちは、日中一人でいた時に突然の揺れと津波警報で、自分で逃げるのが必死でした。テレビの映像からも、迫り来る津波から杖をついて必死で逃げ惑う映像に悲痛な思いで映像にくぎ付け

になったのではないのでしょうか。また、本町でも当日、職員が安否確認の電話をしても回線が災害でつながらず、自宅に行ったところ、自力で外へ避難した方、1人で出掛けてしまった方もいたと町長は以前に答弁されておりました。このようなことから、要援護者自身も自分でできることはしたいという意識がありながら、思うような避難ができなかったようです。大規模災害発生時に、行政は要援護者一人一人への迅速な対応は、困難が予想されます。そこで、我が町も今までは災害弱者のサポートに重点を置き、これまで議論されてきましたけれども、今後は、災害弱者が必要としている防災備品や防災点検、防災環境の改善も必要と考えます。

そこで、町長にお聞きしたいのですが、これらを通して、防災に対する町長の思いを聞かせていただきたいということと、最後の非常袋なのですが、なぜ非常袋を行政で設置しなくてはいけないのかと申しますと、一番は、3月11日の災害の時に、非常袋を探しに戻った高齢者が波に飲まれ亡くなったと聞きました。その時に、非常袋というのは本当に大事なんだなということ感じました。広報の中でいろいろ知らせても、やっぱり防災準備の必要性というのは、わかっているんですけども、なかなか行動に移せない。非常袋があればそのきっかけづくりになると思います。また、袋を提供されると、あれば用意しようかなという、その防災意識が生まれ、また安心感も生まれます。袋だけですとコスト的にも安いと思います。また、色や形を統一することで近隣の方が救助に来られてもすぐわかります。避難に時間がかからないように、差し支えなければ玄関等、すぐ見つけられる所にかけておくという方法もよろしいのでしょうか、先ほどおっしゃられたように薬とかそういう部分もありますが、それは個人によって、常備薬的なものであれば入れておけばいいし、長い時間、袋に置いておくのが大変な薬であれば、やはり、その方その方の病状に合うものでありますから、これは個人個人の判断だと思えます。本当に近隣の方が、先ほど言ったように、まず自分の身は自分で守るというそういう体制の中で、近隣の方も救助に来ると思えます。その時に、誰が来てもすぐわかるようなそういう袋でなければ、先ほどのように探している間に命がなくなるということもございます。そして、本人の必要な備品だけ入れられるということですね。連絡先や情報を書いたメモを入れたり、先ほど、あんしんキットもございますけれども、あんしんキットも、このような丸いプラスチックに入ったような物ですから、あれだけを抱えて逃げるわけにはいきません。やはり袋が何かに入れないといけないわけでございますので、それを、ぼっとその非常袋に入れていただいてもいいと思います。

また、避難所にも備品とかは今準備されていると思えますけれども、アレルギーのある方とか、また、紙おむつであってもいつも使っているものではないとかぶれてしまうとか、様々ございます。そういう部分でも、自分のための非常用品というのは大事かと思っています。

また最後に、避難場所なんですけど、避難場所で受け付ける時に、

非常袋があることで本人確認に手間取らないと思います。先日、防災訓練に参加させていただきました。その時も強く感じましたけれども、避難所での聞き取りは身体的に高齢者や要援護者にとっては、とても負担がかかるものだと感じました。非常袋の情報があることで、すぐその方は誰だということがわかり、時間的にも軽減いたします。

このような利点を考え、災害弱者を守るため非常袋は絶対に必要だなと私は考えました。そういう部分でもう一度町長にご意見を聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたしますが、災害に関しては何が起きるかわからないということで、町でやらなきゃならない部分と、それから、それぞれ家庭、個人で備えなければならないものがあるかと思えます。今、うちでできる部分については、ある程度やらせていただいておりますが、やはりこれからはそれぞれの地域、隣近所を含めて、そういう防災組織も含めて、把握できるような体制づくりが大事ではないかなというふうに、私はそのように思っています。当然、あんしんキットをお配りした部分があります。ただ、これは、いろんな方がおりますので、個人的には嫌がる方もおられるし、そういう部分をいかに地域の方が把握しながら、役場の職員が行く前にもう既にわかるぐらいの範囲があるといいのかなというふうに思っていますから、それぞれの町内会、行政区でそういう組織ができれば、もっと災害時には迅速に活用できるんだろうと思います。やはり今ある、あんしんキット、かなり防災の時に、災害的には役に立ちますので、やっぱりそれはお年寄りがほとんど皆さん、持っているわけでありまして、その部分は大丈夫かなというふうに思っています。

それで、袋なんですけど、それぞれ個人差がございます。それぞれの家庭にもよりますし、個人にもよりますから、なかなかこれは大きさだとか形を整えるというのは非常に難しさがあります。私どもで言えばあんしんキットを持っていたら最低限のものがわかるわけでありまして、その対応の方がもっと素早くできるというふうに思っております。やはり、ただ、備えなければならない部分、やっぱり何でも行政という部分ではなくて、やはりそれぞれ個人の感覚の差があるかと思えます、災害に対する。自分でやはりそういうものは用意していただいて、自分が使えるものが一番正しいというか、一番わかりやすいと思えます。避難施設に行ってみんなが同じ物だったら、今度はまたどれが私のかかわらないというそういう現象が起きているんです。私の知り合いの所では。それもよその町から避難してきているから、住民がわからない。それで、私のない、私のない、というそういう議論にもなるようであります。自分の物でさえ、統一していなくてさえ、それぐらいなりません。統一するとまだまだそういう現象が起きてしまいます。ですから、まず自分で自分の物をきちんと用意する。災害に対する、そういうやっぱり啓蒙活動は行政としてやらなければならない、そんなふうに思って

おりますので、昨年の災害を契機に、それぞれ町民の皆さんも自分で自分なりの防災感覚を持っていただいて、最低限のやはり物を用意しておくというのを何とか広めていきたいなというふうに思っております。それにはやはり地域の防災組織があると、より一層早まるのではないかなと、そんなふうに思っているところであります。

議 長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

只今のお話ですけれども、避難袋には名前、住所も書いている避難袋はございます。私は、避難袋にきちんと名前、住所が書いてあるので避難所に行ってもきちんと安否確認はできるという思いで先ほど質問させていただきました。

そして、近隣の方が来てもどれが、袋がわからないというお話しでしたけれども、私は個人個人で、家庭でボストンバッグに入れている、またビニールの袋に入れている、また風呂敷に入れていると、それぞれの好みで非常備品は備えられているとは思いますが、先ほど町長が言われたように、地域住民のということで、近隣の方が来られた時にどれが避難袋なのかわからないという、そういう手間取った部分で、やはり災害弱者が短時間で救出できないという部分もあると思うんですね。それで、安いコストであって、その袋を町で統一すれば町以外の方が来ても、どなたが来ても、その袋を見ると、それさえ持っていけば一緒に救出できるんだなという部分がわかるという、そういう思いで非常袋というのは本当に役に立つんだなということを考えたわけでございまして、そういうところから地域でサポートする、行政でサポートする、町内会、近隣でというお話しも昨年からされていまして、確かにそのとおりだと思います。でも、それをサポートする役目も行政ではないかな、町ではないかなという思いがあるんですけれども、最後にそのことだけお聞かせください。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。

いろんな物を用意してあげるというのは大事な部分で、できるものについては行政としてもやるべきだと思っておりますが、まず、あんしんキット、ほとんどの要援護者には行っていると思います。それがまず、町で置かせていただいておりますから、その活用をしていただきたいなというふうに思っています。それから、個人差はいろいろありますので、非常用の持ち出し品、私の置いとかなければならないものと佐藤さんのとでは、全然価値観が違ふと思います。大きさや何かを統一するというのは非常に難しさがあると思います。だから、自分で大事な分、災害の時に絶対これは必要だと思ふものは、やっぱり自分で用意しておくのが一番、私はいいんだろうと。その中に、あんしんキットがちゃんとどこにあるかというのがわかっていたら、とりあえず緊急時には最低限、行政がやれる分については、そこに配布されておりますのでかなう部分ではないかなというふうに思います。併せて、地域のそういう組織もこれから構築しながら、みんなでその地域を守り、ある

いはお年寄りだとか、要援護者だとか障がい者だとか、いろんな方々がおられますので、その理解を得ながら広めていければ地域の安全は守れると、そんなふうに思っておりますので、まだ、町が袋を用意してどうのこうのという段階でもないし、やっぱりそういう備えを個々が、まずできる環境づくり、啓蒙活動をしていくべきではないかなと、そんなふうに思っております。

議長 以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 私は町長に2つの質問をいたします。

1番目です。地域公共交通のあり方について。地域公共交通のあり方について、平成23年度に南幌町地域公共交通総合連携計画が、町内巡回バスやデマンドバスの実証実験、また、現況の実態調査などを基にまとめられています。近年、将来の公共交通のあり方や近隣の公共機関への接続アクセスについて改善してほしいという要望が増えていると思います。

現在は自分で車を運転し、病院や買い物などに行ける方も10年後、20年後はどうなるのかと不安を抱いています。また、町外の高校や大学に通学される方、仕事で通勤される方にとっても、町の公共交通として便宜を図り定期的に運行できるシステムを構築する必要があるのではないのでしょうか。

少子高齢化に伴い本町の人口推移も高齢化率が上がってきています。将来の町の姿を考えると中期的な計画を組み、町民が安心して生活できる環境を守ることが必要と思います。いつまでも安心して住んでいられる町、住み続けられる町として、しっかりとした展望を示すことにより、子どもが大きくなって世帯ごと転出したり、高齢者が交通便や生活のしやすい所へ転居するという状況などから人口減少を食い止められるのではないかと思います。民間の交通機関頼りでは増便や新たな路線の要請は限界があります。町として、住民の利便性を優先した独自のアクセスとして江別や北広島方面をぜひ考え、検討すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

議長 町長。

町長 熊木議員の地域公共交通のあり方についてのご質問にお答えいたします。

私たちにとしまして、交通手段を確保することは日常生活を過ごす上で大変重要なことです。現在、町内の公共交通機関として、ハイヤーをはじめ夕鉄、中央、ジェイ・アール各路線バスと町内巡回バスが運行しており、江別や北広島、札幌方面へも連絡し、通勤通学、買い物や通院などに利用いただいております。

議員ご指摘のとおり、公共的な役割を持つバス事業者であっても、不採算路線の継続は困難なものであり、路線バスは国や道からの補助を受けながら、企業努力により運行されているのが実情であり、運行ダイヤを調整しながら、経費節減の自助努力も加え、運行を継続いただい

るところであります。確かに、町民の利便性を最優先とし、バス事業者と競合することを覚悟の上、町単独で通勤通学の時間帯にバスを走らせたり、バス事業者に補助を行い増便することも考えられますが、バス事業者のさらなる収支悪化が見込まれ、撤退や大幅な減便、多額に及ぶ町財政負担が懸念されることから、町としては性急な取り組みは困難であると考えるところでございます。

ただし、議員ご指摘にもありますように、高齢化を見据えた公共交通の確保は重要課題であると認識していることから、デマンドバス実証運行の結果を踏まえ、改めて本町の需要に見合った公共交通のあり方について、関係機関のご指導を得ながら中期的な検討を加えて参ります。

なお、短期的には、町内巡回バスの運行路線などの見直しを行うなど、より多くの方にご利用いただけるよう検討して参りますので、ご理解くださいようお願い申し上げます。

議 長
熊木議員
(再質問)

1 番 熊木 恵子議員。

中期的には考えて検討していくということでしたが、今年6月の全員協議会の中でも、地域公共交通のあり方についての説明を受けていますし、先ほど、質問の中でも述べましたように連携計画というの也是这样い冊子としてまとめられています。私もそれを十分読んだ上での質問なんですけれども、なかなか今までの議員への答弁とかを聞いていまして、財政がまた健全化率というところでは厳しいところがあるということで、いろんなことが何でもすぐはできないということは十分承知の上です。ですけども、多くの方の意見というか、全部の意見を聞いているということでは、もちろんないんです。ただ、ずっと南幌に住んでいる方も、それからここ10年、20年と引っ越してこられて住んでいる方も、自分が来た時はまだ若くて、今現在も車を運転できるという方が、やっぱり将来のことを考えた時に不安をすごく抱いているというのは、いろんな所で聞かれます。そういう方の声に耳を傾けていくという、先ほど町長は、いろんな所で自分は少人数でも出て行って聞いているんだと。実際そのとおりやられていると思います。だけど、なかなか届かない意見というのもあるんじゃないかと思うんです。そういう方にとって、安心を示すというか、将来こういうふうはこの町は考えているんだということが示されると、もう少し踏みとどまって頑張っているのかなというふうにつながると思うんです。そのことを考えると、いろんな財政の使い方というのはいろいろありましようけれども、まず第一に、この人口減を食い止める、そのためには町民が安心して住めるようにということを第一番において、先ほど来の災害のことだとかいろいろありますけれども、そういう中でも、いろいろ心を砕いて、そういう施策を作っていくということが求められていると思います。

それで、将来の人口推計ということでは、現在、40代、50代、60代の人口が多いという現状にあります。繰り返しになりますけれども、今、私は60過ぎていますがけれども、自分はいつまで車を運転して、隣町とかに行けるのかなと考えると、それがずっと永久に続くわけではあ

りません。それで、70代とかという方も、今、町立病院がありますし、みどり野医院もありますけれども、やっぱりいろいろ持病とか抱えている方がどうしてもやっぱり町外の病院に行ったり、いろいろします。それから、高校生とか専門学校とかいろんな方も、民間のバスを使って町外に行っています。もちろんジェイ・アールとか中央バスとかそういうバスを使って、その交通手段を使って町外に出るということは、それはそのまま続けていくんですけれども、ジェイ・アールバスが広島に向かっていくところでやっぱり減便になったりいろいろで、アンケートを取った中ではそんなに支障がないというデータが出ていますけれども、やっぱり、民間バス頼りでは、やっぱり打ち切られたりとか、補助金をさらに上乘せということが生まれてきます。それで、全部を町で動かすとかということではなくて、朝夕とか日中のバス路線が走っていない時間とか、そういう時に考えていくということが必要になってくるんじゃないかと思います。

それで、先日のほかの新聞の報道でも、北海道運輸局が調査した交通空白地域で乗り合いタクシーが20市町村で導入されて、重宝されているという新聞記事がありました。そういう意味では、うちの町は空白ということにはならないんですけれども、いろいろ細かく話を聞いていきますと、例えば、高校生とか、普通は朝夕のバスで何とか間に合っている、期末テストだとか学校行事とか、そういう時には本当に長い時間、次のバスを待つために時間をつぶさないとだめだという実態とか、巡回バスに乗って南幌とか夕張太の所とかに行き、そこから乗り継いで病院に行かれています方、そういう方も次の時間とかがやっぱりすごく空いていて、すごく不便を感じている。それで、やっぱり経済状況が許せばタクシーを使ったりいろいろして帰ってくることはできても、なかなかそういう状況にないということを考えると、将来的にはそういう方向性を出していくことがすごく大事ではないかと思しますので、中期的にそういう検討も必要だということをお答えいただきましたけれども、いろいろバスのことについては立ち上げていろいろやっていますけれども、そういう中ではその見通しというのをもう少し詳しく示していただければ町民が安心できると思うので、その辺、お願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。

町民の足確保というのは大事なことで、私ども、今、民間の事業者といろいろ協議をして今の体系を作っていただいております。何もなしで今の体系になったわけではなくて、やっぱり民間事業者は採算性の問題が当然ありますから、その中でうちの町の町外に出られる方々の人数に合わせて、配慮いただいて、今の時間帯を作っていただいているのが現実であります。それで毎年いろんな話しをさせていただいて、バス事業者の方々といろいろご相談もさせていただいておりますが、そういう合意のもとでやらせていただいているというのは、現実であります。バス事業者も補助金をいっぱいもらえばやるかといったら、そういう問題で

はないんです。ですから、その中でうちの町民の方々の足として利便性を図られるよう、毎年、協議をさせていただいて、大事な時間帯には減便にならないように、私どもは今お願いしているところでございますので、今後もそういうスタンスの中で民間事業者と何とかお願いをしながら、利便性の部分については確保していきたいなと思っています。

ただ、今、議員言われたように、先ほど申し上げましたけども、中期的にはやっぱりその部分だけが限界が多分出るんだろうと。デマンドも昨年度、実証させていただきました。意外とうちの町民の方、デマンドの認識が非常に悪い部分であります。ですから、今、巡回バスの中で、もう少し路線変更だとか、そういうものを考えながら、来年度以降も巡回バスの部分を何とか継続しながら、中期的に、そうしたらデマンドがいいのかどうかは今、検証しながら、あるいは町民の足確保にとって本当にどれがいいのかという、そして、バス事業者に迷惑かからない、この路線というのは、やはり限定がございまして、町がやるということになると路線バスが下げられますので、そこに影響させないように、なおかつ利便性を図っていただくというようなこと、その事業者等々とも相談させていただきながら、中期的には、いろんなことを考えていきたいなというふうに思っておりますので、何とか現状の部分は維持確保ということは当然努力をさせていただくということでございます。よろしくお願いたします。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

中期的には考えていくという方向では一致は、ある程度していると思います。ただ、やっぱり拡張というか、今いろいろ試行錯誤しながらやっているということも十分承知ですし、町内のタクシー会社に依頼をしているところでもなかなか苦労されているというのは、全員協議会の中でもお聞きしました。それであっても、やっぱり将来の展望がなければ、今、人口が減りつつあって、それで、それでも中古住宅とかを買って引っ越してこられる方もいて、世帯数はそんなに減っていないという状況にはあります。そういう方にとっても、このまま本当に除雪をしながらとかいろんなことを考えて、住んでいられるのかなという漠然とした不安というのは皆さん、抱えていると思うんですね。そういうところに、そのすべてを行政がかなえるということは難しいかもしれないんですけれども、やっぱり安心を与えるというか、この夢のある町で何とか皆さん、本当にずっと一緒に住んでいきたいと思いますということを町が言える、そういう町で私はありたいと思うんですね。そういうところで、いますぐ中期的な方針が出ないのかもしれないんですけれども、やはりもう少しそういうのを発信していくということが必要ではないかなと思うので、そこの1点、重複になりますけれども、お考えがあれば伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。

行政でできるだけ今、守っているのが実情であります。民間事業者は、

これ以上まだまだ減らしたいというのを、何とかうちの町民の皆さんの利便性を何とか確保するために最低、現状維持したいという部分があって、町も助成しながら維持をしていただくのが実情でありますので、何とかそういう話をしながらやっていくと。それから、中長期的には先ほど申し上げたとおり、いろんな方法があるだろうし、それから人口構成も変わってくるだろうし、そのことも踏まえてどうあるべきかということとは当然検討しながらやっていかなきゃならない。ただ、8,538人、一人一人が全部満たすという話にはないのでありまして、夕張太の方々もたくさんいるなら可能だったんですが、1人にバスを1台走らせて、それはちょっと酷な話でありまして、私も調査させていただきましたけれども、現在は利用者がそういう状況でありますから、なかなか1人に対して個人的に利便を図るということにはなかなかならない。ですから、今行政として助成をしながら民間事業者に走らせていただいている。それから、行政として巡回バスを今やっているということでもありますので、ただ、巡回バスについてはこれから、お金もかかるんですが、利便性の問題、足の確保の問題でいくと、今のままでいいかどうかは短期的にちょっと見直しながら運行部分は考えていきたいなと思っていますので、今現状では、そういう部分でありますので、将来に見据えてはいろいろ検討をさせていただきたいなというふうに思っています。

議 長
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

2 問目は、ちょっと大きなテーマなんですけれども、地方自治体と町民を不況に追いやる国の政治のあり方についてどのように考えるか。民主党・野田政権は、国民の暮らしを守るという視点からは程遠い政権運営をしていると感じます。税と社会保障の一体改革として消費税増税が強行採択されました。国民の多数が反対している消費税増税は、私たちの暮らしに直接降りかかってくるものです。特に、町立病院を抱える自治体として、消費税増税で医療機関の持ち出しとなる損税がどのくらいの金額になるのか試算されているのでしょうか。道立病院で2.6億円、札幌医大病院で4.9億円に上ることが試算されています。本町でも、消費税増税が実施されれば、病院経営を圧迫し、地域医療の崩壊につながりかねないと思います。

仕入れにかかった消費税が還付され、患者も消費税負担を負わずに済むゼロ税率を導入することを、公的医療機関だけではなく、経営にとって大打撃となるため、日本医師会や全国保険医団体連合会もゼロ税率を要求しています。町立病院の設置者として、消費税増税に反対するとともに、診療報酬はゼロ税率を実施するよう求めていくことが必要ではないでしょうか。

また、本町にとって大きな影響が懸念されるTPP参加表明も加速する危険が差し迫っています。地方自治体で町民の生活を守る立場での町長としてどのように考え、今後どのように取り組むのか伺います。

議 長
町 長

町長。

地方自治体と町民を苦境に追いやる国の政治のあり方についてどの

ように考えるかのご質問にお答えいたします。

私も、あるいは都道府県の知事も、国の総理も、国民、道民、町民の幸せを願っている色々な政策をやっていると思いますので、私はそのつもりでやっておりますので、不便なところはいろいろな面で要請や要望活動はしていきますけれども、国の成り立ちというのは、国があって、都道府県があって、市町村がある、その中に住民がいると。その幸せをみんなが願っているということだけは、私は伝えておきたいなと、そんなふうに思っております。

国では、社会保障の安定財源の確保及び財政健全化として消費税増税が可決され、地方消費税も含めて平成26年4月に8%、平成27年10月には10%に引き上げられることとなったところでございます。消費税増税により町立病院が負担増となる額については、平成23年度決算ベースで医薬品や診療材料、委託料などで670万円と試算しているところでございます。医療機関などの消費税の負担について、国では消費税創設時と消費税引き上げ時には消費税分を診療報酬の改正と薬価改定により手当てされているとしています。しかし、手当てされた部分が現在どのように反映されているのか不透明なことから、厚生労働相の諮問機関である中央社会保険医療協議会では、分科会を設置して過去の消費税導入、改訂時の対応、経過の検証と消費税引き上げに対する診療報酬制度などにおける対応について検討を行っていることから、分科会での議論の経過に注視するとともに、消費税増税分が医療機関の負担とならないよう関係機関に要請して参ります。

次に、TPP交渉参加に関する現在の動向としては、結論の先送りをしている状況にあります。国民に対する情報が十分に開示されない中で交渉が進められており、依然として予断を許さない状況にあります。国民の合意がないまま交渉が進められようとしていることは、断じて許されるものではありません。引き続き、政府に対して、TPP参加交渉に対する明確な対処方針、客観的な情報開示及び国民的議論などについて、様々な機会を通じて求めていく考えでありますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

町立病院の影響額というか、それが670万円ということでわかりました。それで、まだ、いろいろ先行きがわからないというところもありますけれども、ぜひとも、町長としても声を上げて行ってほしいなということは重ねてお願いしたいと思います。

消費税の議論というのは、町長と今ここで議論して、それがかみ合うのかどうか、いいのかどうかというところでは、ちょっと考えるところもありますけれども、私、南幌町における、例えば消費税が10%になった時に、今の南幌町の税というか、税収というか、その納税する方々の階層というの考えると、今、非正規労働者が1,000万人以上というのは、多いですね。そういう中にも、南幌町もやっぱり決してたくさん税を納めているという層が多いとは思えません。そういう人方に

対する影響というのは、すごく大きいと思います。ですから、先ほどの質問の中でも述べたように、消費税増税が決まっても、なおかつ、各種のアンケートを取っても、50%以上がいまだに反対だということを表明にしています。そういうことに対して町長は、今、私に答える筋合いはないと言うかもしれないですけども、町民を守るという立場からはどのようにお考えか、その1点、ちょっと伺っておきたいと思います。

それから、それに関連して、道内の企業、先日、帝国データバンク札幌支店がまとめたという道内の企業に対する意識調査という中でも、実に7割のところは業績に影響が出ると考えているということが発表されました。その7割というのは、全国の67.1%よりも5.8ポイント、北海道は多いというふうになっています。だから、製造業など産業基盤が弱い道内では、ますます不安感が募るというところでは、町民もいろんな所で働いていますけれども、やっぱりそういう方が多いと思うんですよね。だから、そういうことを考えると、やっぱり今の政治のあり方、先ほど、地方交付税の話も町長、されていましてけれども、地方交付税についてもなかなか見えない、下げられるのか、上がるのかというところは、本当に国のさじ加減でもう決まってしまうというところでは、やっぱりすごく不安であります。だから、そういうことに対しての町長の見解を聞きたいと思います。

それから、TPPに対しては、町長も先ほど答弁いただいて、本町でも3月に全町民集会を開いて、その中でTPPの学習をしました。その後、状況は一進一退というか、なかなかすぐ加入するということにはならないまでも、あきらめてはいないというところでは与える影響というのはすごく大きいと思うんです。政府のそういう、待ちということはあるかもしれないけども、新たに町としてさらなるそういう運動なり要請なりをするおつもり、考えがあるのかどうか、その2点、お願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。

消費税の議論は、いろいろあろうかと思いますが、私どもは決まった部分で対応していくしかないの、決める立場にあるわけではありませんで、それについてはお答えはできませんが、今まで消費税の創設、先ほど申し上げたように改定時には必ず地方に配分される部分がありまして、今回も地方の部分がどういうふうに反映されてくるのか、あるいは交付税とどういう関係になるのか、その辺は注視しながら、今の交付税が水準というか、そういう部分が維持できるようには要請はしていかなければならない。消費税分が来るからどんと減らされた、トータルで我が町に来るお金が、消費税を上げる前と上げてからの差が逆になるようでは何も意味がありませんので、やはり地方の財源確保のために消費税も含まれて、地方消費税が含まれておりますので、それをきちんと明示してもらうことにしていきたいと。当然、いろんな自治体も含めて、今、そんな、見えるように、先ほどお話しがありました医療の関係でも

そうでありますが、ちゃんと見えるようにしていただくということで、これからもお願いしていこうというふうに思っております。

それから、ＴＰＰの関係につきましては、これはもう知事筆頭に北海道各団体挙げて今やっておりますので、一自治体が今どうのこうのじゃなくて、その大もと締めで全部やっていただいておりますので、手を緩めることなく現在も要請活動等々、陳情やっておりますので、その中にうちも町村会も入っておりますので、その代表の方が行って、何とか阻止したいという、北海道にとっては本当に産業が農業、漁業、林業という部分でいきますと、大きな打撃を受けますので、道を挙げてやっておりますので、そのことをまた手を緩めることなく継続してやっていただくような運動を、要請をしたいと思っておりますし、町で今、独断で何かこうやる、ああやるということは今考えておりません。何か大きな変化があればまた別でしょうけれども、今、北海道がそうやっていただいているので、後ろから後押しして一緒にやっている、そういう思いを伝えながら、この問題が早く解決されることを望んでおります。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

ＴＰＰのことに関しても、先ほどの消費税のことに関してもですけれども、今の国の政治のあり方ということで、町長は何度か上京をされて国会の中でいろいろ、町村会とか全国のそういう中でいろいろ意見を言ったり、要請したりとかしていると思うんですけれども、そういう中で全国の町村会とかそういう中では、いろいろ今の国の進めていることに対してどのような感触というか、個人としてもそうでしょうし、全体としては、自治体の長として町民を守るという意味では、どのような感じを持っているのか、そこをちょっと1点、お聞かせ願います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、ＴＰＰについては、これは全国の町村会挙げて、今、反対運動をしておりますので、国にとどまるようにという要請活動、これはもう皆さん、ほとんどの町村会というのは、都道府県全部郡部でございますので皆さん反対をしていると。ただ、都市部でも、医療だとか保険制度にいろんなことにかかわる問題で、皆さん、この問題については早急に結論を出すんじゃないかと、まだやるのがたくさんあるだろうということで反対だという運動を、強くどこの団体も言っておりますので、それは国の方々も感じておられるのではないかなというふうに思っております。

消費税については、ここで決まった以上は、先ほど国が約束した条文がきちんと地方に回るような仕組みづくりを早く示してほしいと。間違いなく交付税と合わせて、どういう体系になるのかどうか。交付税が現状維持されて、プラスそうなるのかどうか、それも全然まだわかりませんので、現状が交付税下げられて今、市町村が苦しい思いがあるわけですから、その財源確保の中で国がどう判断をされるか、それを見守っているというより変にならないように、それぞれ末端の市町村が

やんとなるような、生きていけるような、そういう国のお金のあり方をきちんとやっていただくように要請運動活動をしております。

議長 以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に7番 内田 恵子議員。

内田議員 商工会ふれあいまつりへの支援について伺います。我が町では、開拓120年を祝い、内発的な地域振興の有力な武器となるような動きがありました。7月28日に開催された商工会ふれあいまつりです。多くの町民が歓声を上げながら夜の花火大会を鑑賞できたことは、感動の一日でした。景気の低迷など、厳しい状況の中、伝統行事の夏まつりは、異業者の知恵と知識を伝承し、社会力を育ててきたものと思います。昨年の大震災、原発事故、長引く不況で私たちの心の深いところに不安感のようなものが居座っているような今日、楽しさや喜びを分かち合いたく打ち上げられた花火は、人と人の間にしっかりと打ち込まれたくさびのようで、会場が一つになったと感じました。この身の丈の花火に感動、感謝をし、来年もぜひ見たいと願う思いは町長も感じられたと思います。花火は日本の心、教育であり、福祉であり、町おこしにもつながると思います。

来年以降、商工会では財政的に花火打ち上げは困難と聞いていますが、商工会に対して、財政的な支援をする考えがあるか伺います。

議長 町長。

町長 内田議員の商工会ふれあいまつりへの支援についてのご質問にお答えいたします。

初めに、商工会ふれあいまつりに併せて開催いたしました第2回町長杯パークゴルフ大会では、議会議員をはじめ各町内会、企業協議会、JAなど多くの町民や団体が参加され、また、パークゴルフ協会、観光協会など関係機関のご支援、ご協力をいただき盛会裏に終了できましたことにお礼と感謝を申し上げます。

商工会ふれあいまつり当日は、多くの町民の皆さんが来場され、町民が一同に集い、楽しみ、にぎわい、地域交流の場となっていたことに肝銘を受けた次第であり、運営状況が厳しい中、ご尽力を頂いた商工会関係者に感謝を申し上げます。特にステージ裏から打ち上げられた花火では、子どもたちや来場された方々から歓声と拍手がわき、来年度に向けて継続開催の声も多く聞かれたことを受け止めております。

来年以降につきましては、今後、商工会より補助金の要望、事業計画の中で、イベント開催に関する具体的な提案が示され、町の活性化、にぎわいのある商店街づくりにつながる内容と判断した場合には、町としても支援、協力して参りたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議長 7番 内田 恵子議員。

内田議員 (再質問) この身の丈の花火が、本当にあまりにも反響が大きくて、町長や皆さんにもしっかりと届いていることに、皆さん、開催してよかったなと喜んでるところです。夏のイベントについては、昨年も石川議員も深く

聞いておられ、町の答弁も何度も読ませていただき、理解も少しずつ深めてはいますが、新たな考えも出てきていますので、再度伺っているところです。花火が打ち上げられた時、私の後ろに居た中学生が、わあ、町長すげーって言ったんです。それを聞いた私はちょっと倒れそうになりましたけれど、その後また中学生が、大丈夫か、と。それは事故なのか、経済的なのかわかりませんが、感動しながらも、思いやる気持ちを持ってくれていることにうれしさを感じ、親御さんや先生方を思いました。人間関係が密な場合、子どもたちの教育環境は良く、凶悪な事件などは少ないなどの関係もあるそうです。このようなことから考えて、夏祭りに合わせた花火大会会場に行けば、必ず顔なじみに会える、小さな子どもからお年寄りまで、身近な中央公園で降り注ぐ花火でやけどしそうな夏の夜が南幌の名物になることを願っています。会場いっぱい振り注いだ花火に体をよける人、涙する人、優しい顔をする人、胸で手を組み祈るような人、すべての人々に感動を与えた花火は、聞くところによると南幌の特産品がキャベツなので緑色を多くし、キムチもおいしいので赤に変わる、そして、冷麺を表して打ち上げた花火職人さんが話してくれました。

町長もふるさと通信で、人のつながりや地域の結びつきは、こうしたイベントがあって成り立つと話されており、もし、この花火を行政が打ち上げたとしたら、全町で1,000人の方が見ていたとしたら1人450円の福祉を頂いたと私は考えています。こうした社会福祉、教育、そのようなサービスを宝物として、地域振興に役立つ数ある中の地域資源の一つと考え、これからこの花火大会を人づくり、地域づくりとして行政が行う考えがありませんか、伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。

一つの行事、イベントがもたらす反響等々は非常に大きいものがあると。それは、町民の皆さんが一生懸命頑張っていた姿を見て初めて生まれてくるものだろうというふうに私は思っています。以前、行政主導でやっていた大きな花火大会の感動と、それから今回、商工会がやっていただいた身近な町民の方々がやっている感動と、はかりにはかけられませんけれども、お金をかけなくてもこういう感動は味わえるということですから、当然、将来的に向かって、何とかそういうものを含めて、継続しながらやっていければなと思っていますが、行政が直接かかわってやるというのはなかなか難しいかなというふうに思っています。併せて、商工会もスタッフ的に非常に厳しいようでありますから、その辺の、これが逆に重荷になってほかの事業ができなくなるといことになると、またいろんなことの影響がありますから、それらの商工会含めて団体等々が一緒になってみんな、やろうやと。そういう部分が、機運が出てくればまたいろんなことを考えていけるのではないかと。花火だけに特化するわけじゃないですけども、そういう環境づくりに、今、中学生のお話をされておりましたけども、ようやく町民の

心も皆さん開いていただいて、いろんな一つに向かってやっていただけるといふ部分が出てきておりますので、イベントというのとは前から言っているように大事なことだろうと。お金には代えられない部分が私はあると思っています。そんなことを含めながら、将来にわたって、身近で地元で感動できる。そして、町民の方が感動できる部分をやっぱり探しながら、それが花火だけでいいのかどうかは別として、町民がみんな喜んでもらうものは追求していかなければならない。そして、行政一緒にやるということが必要ではないかなというふうには思っております。

議長 以上で内田 恵子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

ここで、昼食のため13時まで休憩いたします。

(午前11時55分)

(午後1時00分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程5 議案第49号 工事請負契約の変更について(町道南11線道路改良工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第49号 工事請負契約の変更につきましては、町道南11線道路改良工事の設計変更に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 議案第49号 工事請負契約の変更につきましてご説明をいたします。1 契約の目的、町道南11線道路改良工事。2 契約の方法、指名競争入札による。3 契約金額、変更前、金7,213万5,000円也(内消費税額343万5,000円也)、変更後、金7,053万9,000円也(内消費税額335万9,000円也)。変更内容につきましては、主に既設トラフの敷設替延長の減と、これに伴う土工の減によるものでございます。内容につきましては、国と協議済みで、了承を頂いております。4 契約の相手方、空知郡南幌町元町1丁目4番5号、株式会社南幌土建、代表取締役峰尾義明。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成24年12月28日まで。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 6月議会の時に出されていますけれども、159万6,000円が減になりますよね、これですと。今、説明の設計変更と言うんですけども、その時点でこういう設計がどうだったのか。トラフのことだったんですけども、もう少しそこをちょっと詳しく説明してください。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 工事の内容でございましてけれども、現在、V300というトラフが入っております。取り付け道路の横断管とのすり付けを修正する工事でございます。今回の工事は、敷設の延長が70メートルの減と、これに伴

います掘削埋め戻し、床仕上げ等の工事の減によるものでございます。敷設の延長の減といたしましたのは、車道と既設トラフとの間に木がかなり多くございまして、木を切らなければ施工ができないため、地先の方との話し合いの中で木を残していただきたいということでしたので、この部分の施工延長を行ったものでございます。以上です。

熊木議員
(再質問)

木を残したために、今の説明だと70メートル、少なくなったということですか。それによって金額も変わったということと理解していいんですか。

議 長
都市整備課長
(再答弁)

都市整備課長。

工事をする際に、木がちょっと支障になったものですから、本来はその木を切って工事を行う予定でしたけれども、地先の方に、どうしても木を残していただきたい。ちょうどそこには、10線から防雪柵も移設するものですから、木は極力切らない方がいいと思うんですけども、当初は少し木を切って行う予定でした。ですけれども、地先の方の要望が多かったものですから、今回、木を切らないためにその工事ができなくなった。その延長が70メートルということですよ。以上です。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

理解はするんですけども、計画の段階でその時に地先の方とそういう話がされていて、さらにそういうことだったのか。そこがちょっと今の説明だと、そういうことも十分あり得るということで、あらゆることを設計の段階で話をしながらやっていくべきものだと思うんですよ。その辺が、どうしようもなかったことなのか。何か落ち度があったのか。そこをちょっと伺いたいんですが。

議 長
都市整備課長
(再々答弁)

都市整備課長。

当初、地先との打ち合わせがございまして。その中で、そこまで詰めてお話をしていなかったものですから、実際その工事に差し当たりまして、地先の方と再度打ち合わせした時に、そのような形になったということでもあります。

議 長
志賀浦議員

10番 志賀浦 学議員。

ちょっと今、説明を聞いていてなかなか理解しづらいんですけども、その70メートル減のトラフ減という所は、トラフを入れないでやるということですか。Vトラフだと思うんですけど。そうすると、その道路の法面に対しての強度とかそういうのがどうなっているのか。できれば、こういう説明をする時に、難しい説明であれば絵を付けて出していただけるのが一番いいのかなと。70メートルのトラフ減で法面の強度とか変わらないのかとか、その辺をちょっと説明してください。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

トラフのV300というのは、既存で入っているトラフでございます。そして、今回10線の改良を行うことにより支障はありません。あくまでも、取り付け道路の横断管と、そのV型トラフのすり付けが少しずれていたものですから、それをただ解消する工事ということでございます。以上です。

議長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

なかなか本当に理解しづらいかなど。既設のトラフがあって、それがいじらなくなったからいいとかという話なのか。それから、先ほども言ったように、もし、こういう設計変更で説明しづらいものがあったら、参考の絵を付けていただけるが一番いいのかなど。今もなかなか理解できていないんです、私。その辺をまた、今回はいいですけども、できるだけこういう説明は細かくやっていただければいいかと思しますので、よろしく願いいたします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第49号 工事請負契約の変更について(町道南11線道路改良工事)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程6 議案第50号 工事請負契約の変更について(南幌町公共下水道污水管渠(污水 - 1号幹線)移設工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

只今上程を頂きました議案第50号 工事請負契約の変更につきましては、南幌町公共下水道污水管渠移設工事の設計変更に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
都市整備課参事

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

それでは、議案第50号 工事請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。1 契約の目的、南幌町公共下水道污水管渠(污水 1号幹線)移設工事。2 契約の方法、指名競争入札による。3 契約金額、変更前、金3億3,933万9,000円也(内消費税額1,615万9,000円也)、変更後、金3億6,263万7,040円也(内消費税額1,726万8,430円也)。変更の内容でございます。本件の移設工事につきましては、既に国の所管先でございます札幌開発建設部と損失補償契約の締結を行い、工事発注、施工を進めていたところで、施工区間の一部で河川敷地内事業用地の下水道管につきまして、二重管構造とする新たな条件が付され、本設計協議が現在整ったことから、他の現場精査等を含めまして、請負契約者と施工に要する費用の追加協議を行うために提案するものでございます。4 契約の相手方、玉川・三建管工・南幌工業特定建設工事等共同企業体、代表者、恵庭市相生町231番地、株式会社玉川組、代表取締役玉川豊。構成員、空知郡南幌町

元町1丁目3番12号、株式会社三建管工技研、代表取締役水澤政幸。構成員、空知郡南幌町栄町1丁目2番27号、株式会社南幌工業、代表取締役内田一之。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成24年11月30日まで。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第50号 工事請負契約の変更について(南幌町公共下水道污水管渠(汚水 - 1号幹線)移設工事)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程7 認定第1号 平成23年度各会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました認定第1号 平成23年度各会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。まず、平成23年度一般会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで5,390万635円の残額となったところであり、主な事業としてはデマンドバス実証運行事業、南幌温泉バイオマスボイラー実証事業、あんしんキット見守り事業、児童生徒等医療費助成事業、農地・水・環境保全向上対策事業及び農村環境改善センター屋上防水改修工事などを実施したところです。なお、食糧供給基盤強化特別対策に係る負担金を繰越したため、繰越明許費繰越額60万2,000円を差引くと、実質収支額は5,329万8,635円となります。

次に、平成23年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで6,411万4,052円の残額となったところです。

次に、平成23年度下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで263万9,765円の残額となったところです。

次に、平成23年度農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで21万1,729円の残額となったところです。

次に、平成23年度介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで1,180万4,478円の残額となったところです。

次に、平成23年度後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで54万1,888円の残額となったところです。

以上、平成23年度各会計の決算につきまして、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 本案につきましては、平成23年度南幌町一般会計及び特別会計決算
審査報告書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をし
て朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)
議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。
久世監査委員。

監査委員 それでは、私の方から23年度一般会計及び特別会計の決算審査の内
容について一部補足をさせていただきます。毎回申し上げますが、既に
皆様方の方には、早い段階で配布されておりますので、十分内容につい
ては、ご覧をいただいて承知されていることと思いますが、それに加え
て補足説明しますので、一部重複をいたしますがご了承賜りたいと考え
ます。

只今、事務局の方から提案の中で1から3までありましたが、3点目
の審査の手続きということで載せてございます。改めて申し上げますけ
ども、23年度の決算審査でこれまでの特に変わった点はございません
けれども、今ここに書いてありますように、形式審査、実質審査、内容
審査ということで基本的には、この3点を考えた上で決算審査をしてい
ることを申し添えたいと思います。

それでは、2ページの方から入りたいと思いますが、この2ページで
は財政規模、歳入歳出の総体決算と言いましょうか、総合計を表示させ
ていただいておりますが、一般会計でいきますと予算現額49億9、
400万円に対して決算額が49億4,100万円、収入率が98.9%、
執行率が予算現額49億9,400万円に対し決算額48億8,700
万円ということで97.9%、それから、国保から始めて後期高齢者特
別会計までの特別会計では、総計で申し上げますと、予算現額19億2、
100万円に対して決算額19億4,600万円、101.3%の収入
率です。歳出の方では、予算現額19億2,100万円に対して、18
億6,700万円、97.1%ということで、一般会計及び特別会計を
含めてでは、予算現額69億1,600万円に対して、68億8,800
万円ということで99.6%の収入率です。それから、歳出につきま
しては、69億1,600万円の予算現額に対して決算額が、67億5、
400万円ということで97.7%の執行率であります。そこで、コメ
ントの方での説明の中で冒頭に若干触れてありますけれども、それでは当
初予算と比較したらどうなのかということで書いてありますけれども、
これについては、当然ながら期中における補正という問題もありますけ
れども、当初予算がなぜ、このように変わったのかという部分について
説明をさせていただきますが、当然ながら、効率いいと言いましょ
うか、適正な予算執行するためには、これら補正が当然適切に行われてい
るということを申し添えさせていただきたいと思っております。

3ページいきまして、実質収支と。先ほど、町長の方でも若干触れて
おりましたけれども、これも集約して一般会計で見ると、形式収支では
5,300万円、要するに繰越明許を除いた場合の単純に歳入と歳出を

差し引きした場合の形式収支は、5,390万1,000円ということで、前年度と対比すると約2,800万円、34%の減額です。それから、繰越明許を引いた段階での実質収支、これについては5,329万9,000円で、前年度より1,672万3,000円の減額で、23.9%のマイナスと。特別会計についても以下、右に書いてありますように、形式収支が7,931万2,000円で、前年度より2,600万円、約25%の減額と。実質収支では7,900、同額になりますがこのような形で実質収支が行われているということでありまして、さらに、コメントの方でも触れさせていただいておりますが、今申し上げましたのと重複いたしますけれども、その減少要因は一体何だったのかということで大局的な話だけですが、まず1点は国庫支出金の1億200万円、それから道補助金等々の問題と併せて後ほども触れて参りたいのですが、地方交付税が約6,000万程度、歳入の中では減少しているというようなことでもあります。それから、5特別会計の形式収支について今申し上げました数字の中で、特に、なぜこのような大きな差が出たのかということを見て参りますと、最大に考えられていましたのは、国保の特別会計で、この差額8,800万円に対して22年度でございますが、23年度が6,400万円ということで、約2,500万円、国保の実質収支の差が出たというようにご覧いただきたいと思っております。

次に、財政構造の弾力性の問題であります。これについては決算カード等々で調べさせていただいた結果でありまして、大きくは、この弾力性については変わっていないというようにご覧いただきたいんですが、中に、1番右端にあります公債費比率の関係であります。23年度だけ見ますと16.3というように、過去5年間、平成19年から見ますと、非常にこの公債費比率がおかげさまで下がっている。これらについては、数回にわたって話が出て参ります。各種施策がはっきりこの公債費比率に表れているということで、ご覧をいただきたいと思っておりますが、以下、財政力の指数であるとか、経常収支の比率、それから経常一般財源の比率等々については大きな変化は見えないというのが、財政構造の中身であります。次に、4ページの上については今話したことを改めて文字として表現をさせていただいております。

それから、4の一般会計、歳入、さらに先ほど体系を申し上げましたけれども、歳入ではどうであったのかということで記入してございますけれども、町税については改めて申し上げますと、8億2,200万円ということで前年同期よりも1,100万円、特に、この減少要因としては、個人町民税で約1,400万円、実は前年同期よりも少ないということに相なっております。それから地方交付税、真ん中より下段の方に入っておりますけれども、これが約6,000万円ということで先ほど申し上げた数字に相なりますが、ご承知のとおり地方交付税については普通交付税と特別交付税と2つに分かれて、特別については、これもご承知のとおり災害関係等々で国が特別に今、交付税として支払っていただいたものであります。ここで見ますと普通交付税が7,100

万円程度、前年同期より少ないです。ただし、特別交付税よりは1,100万円、差し引きして約6,000万円程度少ないという、大半がというよりも、普通交付税が少なくなっていると。このような決算結果であります。それから、ここで、交付税の後に一般財源小計ということで載せてございますが、使途が特定をされないで、どのような形でも使われてもいいよというのが一般財源でございます、この総額が37億4,100万円、前年から見ますと約8,000万円ほど、特定されない財源が少なくなっておりますが、その元のもの、繰り返し何回も申し上げますが、交付税であるというようにご覧をいただきたいと思っております。

その次、4ページの下段から5ページにわたって、一般財源と相反する特定財源、使うものについてはこれしかだめですよという指定された財源というのが分担金から始まって出て参りますが、この主たるところの数字としては、国庫支出金ですよ。要するに国の補助金、それから道の補助金関係が前年と比較すると、約2億余り減少していると。これらについては、これも中断ほどに書いてございますが、主な減少要因としては、各種地域活性化臨時交付金、要するに交付金関係の事業が23年に大幅に減少して参りましたので、それらが要するに特定財源として減少しているというように見ていただきたいと思っております。ここには触れておりませんが、我が町の財政の非常にプラス要因を数々作った要因の中には、ご承知のとおり交付税関係の事業が数多く景気浮揚と併せてやっていたと。このことによって、我が町の財政が非常に助かったということも、申し添えておきたいと思っております。

その次、で自主財源及び依存財源ということで書いてございますが、今まで一般財源と特定財源という表現ですが、今度、自主財源、要するに町税が中心になりますけども、目的が、要するに自主的な目的で集めていいよというものでございます。それから、依存財源は国、道の基準に基づいて交付される財源でございます、地方交付税が典型的な数字であります。それで、自主財源と依存財源を分けると約49億のうち約25%が町税をはじめとする我が町で調達できる財源と。かなり前には、地方自治は3割自治だというようなことを数年前に聞いたことがあると思うのですが、それにも満たしていないということですね。ですから、基本的に地方財政は決してよくなっていないと。要するに自賄いのできないのが実態だよということについては変わっていないということになります。

次に6ページにいきまして、町税の収納状況ということで、毎回クローズアップされて参ります町税の関係であります、個人町民税をはじめとして法人町民税、固定資産税ということで、町税全体が調定額8億8,500万円、そのうち実際に納付いただいた金が8億2,200万円でございます。したがって、この収納率は23年、右側の方に入っておりますが92.9%、22年度の収納率が92.3%ですから、0.6ほど実は収納率は上がっているというような内容であります。それが

ら不納欠損、これらについては次のページにもございますので、その辺で触れたいと思います。ただ、ここで申し上げておきたいのは、収入未済額、要するに未収金ですね、町としましては。これが個人町民税で約2,700万円、固定資産税が約2,600万円、合わせて5,300万、この未収率は6%、これが100%入るなんていうことは非常に不可能な数字でありますけれども、6%、要するに、この町税関係で5,300万円の未納があるということです。それで過去、我が町の滞納繰越金での徴収というのは大体6%ですよね。ですから、時効という、例えば5年のことを考えると、毎年6%ですと3割しか入らない。要するに不納欠損処理になるということです。そういうようにご覧いただいても決して乱暴な説明ではないと思ってございますので、いかに未収金を少なくするのかということが、我が町として非常にいろんな対策を講じてやっておりますけども、まだまだ納めているほとんどの方々にすると、非常に問題と言いましょかね、不合理な話であり、不条理な話であり、理解のしがたいところであります。

次、7ページに町税の不能欠損金の処理状況ということで書いてございますが、23年が停止3年継続で157万7,000円、人数にして11名、それから、即時消滅で656万円、人数にして46名、同じく即時消滅で、22年が505万8,000円で52名と。それから、時効の到達であります。23年が575万6,000円で130名、それが一昨年になります。どうだったかと言いますと、2,653万2,000円、22年がある意味では滞納の整理と言いますか、そういうことを大がかりに実は実施をしております。したがって、22年の不納欠損の総額は、3,159万円でございますが、今年度は22年にそれ相当のものを終了したということで、1,380万円、約1,400万円ということで3分の1以下に実は数字としてなっております。くどくなりますが、不納欠損の処分については、税の公平性の原則から考えると矛盾も感じるが、個人対応の詳細について精査した結果、法律の規定による処理であり、やむを得ないものと判断するというので、処理した手法と言いましょかね、これらについては非常に合法的に処理されておりますし、そのプロセスとしては各種関係の書類を審査しましたけども非常によくやっていると。ちょっと何か不納欠損とそのことについて何か不整合しますけれども、内容的には非常に頑張ってやっていたなというふうに評価はさせていただきたいと思っております。

それから、次、8ページに歳出の節別に書いてありますが、ここで見ていただいて、前年に対して三角の付いたのが非常に多く見られておりますが、全体として見ると歳出というのは非常に縮減型と言いますか、そういうような歳出の状況であると。これはもう全体のやはりいろいろな対策等々もございまして、交付税事業関係との絡みもございまして、そのように減少傾向があったのかなというようにご覧いただきたいと思っております。

次に9ページにいまして、性質別の構成比ということで、人件費と

か扶助費とかという義務的経費、投資的経費が項目はありませんが中ほどにありまして、その他経費ということで、この3点、全体を100とした場合の義務的経費が45.6%ということで、投資的経費、これをご覧いただき、特に21年の投資的な経費というのは全体の21.4%でしたが、23年は8.7%ということで、いかにそういう意味で投資関係が減少しているのかというようなことをこの表の中をご覧いただきたいと思います。

次に、10ページであります、地方債について集計をしてございまして、基本的に昨年の町債で増加と言いましょうか、そういう意味で増えたというのは、ご承知のとおり臨時財政対策債、いつも言いますけども、国にすれば赤字の地方債でありますけども、そのことによって我が自治体としては当然、後年度の交付税算入でありますから、基本的に全額を国からもらうというようなことに相なるわけですが、ここで毎回疑問を投げかけているんですが、先ほどお話ししましたように、全体の交付税は6,000万円も減っているんですね。ところが、臨時交付税とか、過去には過疎債とか、ここにもありますけれども、過疎債については7から8割ぐらいが交付税算入の地方債、要するに借金なんですけども、それを全部カウントしますと、なぜ交付税が下がるかということです。実質もらう金が。というのが我々凡人には理解できない。それほど財政局の優秀な東大出がいろいろテクニックを加えてやっているというぐらいは何となく感じますけども、総体の地方財政計画の中で16兆円とかそういったのが決まっていますからね。その中で配分するわけですから、決してこんなことで必ずしも全部入っているのかということの疑問は今のところは解けないんです。というふうに私は見させていただきました。

次、11ページ、非常に長くなって申し訳ございませんが、しばらく聞いてください。上には自主財源に対する償還元利負担比率ということで、我が町の先ほど言いました自主財源が、例えば23年ですと、12億2,900万円ございます。それに対して償還する元金、償還する利息がどれぐらいウエートを占めているかということです。12億2,900万円のうち73%が元金に支払っています。これだけという固定化をするとですね。利子に7.6%、要するに全体でいくと自主財源で81%が要するに地方債の償還に充てているということです。ところが、19年から拾ってございましてけれども、こうやって見てください、22年よりも約11.8%、12%、減ってございます。これについては、くどくなりますけれども、非常にそういう意味で、これ1点を見ても非常に好転した財政情勢にあるということをご覧いただきたいわけでございます。

それから次には、有価証券・債権・出資金ということで書いてございまして、ここでは土地開発公社に対する1億1,333万3,000円を貸付けをしているというようなことで、ここに書いてございまして、次のページの12ページで、備荒資金組合積立金です。何か災害等があ

ったら、自治体ですが、その時にお互いに各自治体がお金を出し合って、そういった時に使いましょうという、そういう積立金、これは制度上、金融事業もやれませんから、この団体は。したがって、この納付金というような積立金式になってございますが、我々の中では、これは基金と全く同じというように今ご覧いただいて結構かと思いますが、それが昨年、1億5,000万円、ご承知のとおり増やしてございますから、2億2,300万円程度になっていると。このように相なるわけでございます。

それから、基金につきましては財政調整基金はじめ国庫の財政、それから温泉基金ということで積立額が1億1,000万円、したがって13億2,400万円の基金があるということでありまして。

次がいろいろな面で評価されたり比較されたということで、自立緊急実行プランとの差の問題です。そこで財政調整基金だけを見ますと、自立プランの推計残高が3億500万円、23年は、になるであろうと。ところが実態はこれまで説明しておりますように、今年度末では7億8,400万円、非常に実行推計よりも多くあるわけですから、非常にいいことでもあります。それでは基金総体ではどうかといえますと、自立プランでは6億4,800万円、実質的には13億2,500万円ということで、総体では約7億円、実は、基金は、この自立プランよりも増やしているということでもあります。そこで、一方で考えてもらいたいのは、自治体は一般の企業でございませぬから、儲けてそれを町民に還元をするということには相ならないわけで、したがって、このような財政がよくなった分と言いましょか、そんな分がどう町民に還元するのかということが大事な、やはり自治体の仕事であると。それから、もちろん地方債が50億ありますから、これは借金云々ということの議論は必ずありますけども、これらも一番問題なのは、年次償還ができなくて一借をしなければならぬということならば、これは財政な話です。ところが、我が町はそういう意味で非常に健全で、こういったものは約定どおり償還をしているという実態であることも一方で見てください。

その次、債務負担行為、であります。これも現年化しますので、これも同じように債務であります。そこで、真ん中の列に、各年度までの、要するにここでは23年度までに支出した、現年化した分ですね。要するに我が町としては、費用化した部分です。それから11億4,700万円、これまで払っております。全体で債務をしなきゃならないのは20億3,000万円、したがって、23年度末以降に支出するのは8億6,300万円、非常に、その費用化と言いましょか、お支払いする部分については、もう半分以下になっているということの実態であります。したがって、ここで前年対比してございますけども、今年度末までに支払った額では、前年同期よりも2億3,900万円少なくなっています。それから、今後払う中でも1億4,400万円、支払いが減って参ります。ということも、これからの財政の形が非常に柔軟性を持っていくと言いましょか、そういうことでつながっていくということであ

ります。

14ページは土地・建物でございますが、これについての特別な説明はございませんが、各関係の売買等もございますが、それらについては、検証いたしました結果、非常に適切に適正に処理していることをご報告いたします。

次、15ページに特別会計の国保でございますが、国保、もちろん私から言うまでもなくすべてが制度と言いましょか、そういった中で動くわけでございますが、この23年度で強いて申し上げるところはございませんが、ここで歳出の方では、保険給付費、6億6,900万円ということで、前年より3,600万円、実は増えてございますが、これらについては、対応する分として基金の積立が3,400万円取り崩して、この保険給付金の方に充当されていると。単純に見て参りますとそのようにご理解をいただいても結構かと思えます。

次に、一番問題になります国保の保険税もしくは保険料でありますけれども、23年度の調定額が3億6,800万円、先ほどの町税とは全く関係ありません。あくまでも国保だけです。そのうち収入として入ったのが2億7,990万円、不能欠損が非常に昨年から見ると少のうございますけれども、325万2,000円、収入未済額が8,500万円、収納率が76%。そこで、これは現年分と繰り越した分を合算した数字でありますけれども、これを現年分と繰越分と分けて考えますと、現年分が93.2、滞納繰越分が7.6ですから、これも先ほど町税で話したように、ここである未済額の8,500万円のうち、約7割弱と言いましょか、これが不能欠損になる予備軍というように、今までの数字から考えますと、そのような事態になっているということで、ある意味では町税以上にこの国保の問題は大きな問題です。我が町だけではないようではありますが、それは別にしても、我が町としては非常に大きな問題であろうと。このように見ます。

下水道については、ここに書いてありますとおりで説明を省略しますし、収納状況については、ご承知のとおり状況が状況でございますので、非常にいい結果を実は出してございます。それから、下水道の地方債の関係であります、全部で10億4,500万円、実は地方債、ございます。そのうち前年度に対して償還部分がございまして、23年償還は、元利合わせて1億5,100万円ということで、今現在の残高としましては10億9,600万円というようなことで、かなりの下水道の負債を背負ってございますけれども、ある意味では、これも全体的な資金で考えるという必要性は実はあるのではなかろうかなということあります。要するに金には色が付いていないということですよ。ですから、我が町の全体の資金で考えたらどうであるかということも一方考えていかないと、単発的に考えてしまいますと非常に期間論ばかり起きるとというのが実態としてあるようであります。それから、資本費の平準化債ですか、これらについては、下水道事業は我が町だけではなくて、各自治体ともに今、大きな社会資本投資でありますから、そんな意味で

大きな負債を背負っているということで、このような形を国では考えていただいているということでもあります。それから、下水道使用料に対する元利償還額、先にほどとちょっと違った形で、自主財源で話しましたが、下水道の使用料を100として参りますと、元金が151、利子が25.2、176ということで、頂いている使用料から見ると1.76倍になっているということですが、それでは過去と比較するといえますと、平成19年は元金の中で約8倍、それから、利子だけ約1倍、合わせて9倍と言いますか、それほどしか下水道の使用料では負担する能力がなかったんですが、これらもご承知の状況から、これまで負担率が高くなっているということでもあります。

農村集落排水事業については、既にご承知のとおりの内容でございます。特に説明をしないと思っております。

次に、20ページにいきまして、これも収納状況でございますが、これも非常に好成績を収めておりますし、問題としてご説明するには至りません。

それから、介護保険、下段の方でございますが、これらについても特に申し上げる点はないというふうに考えてございます。

次に、22ページにいきまして、後期高齢の特別会計でございますが、後期特別会計の中で、要するに高齢者の被保険者数ですか、当時、これは4年目になるわけですけれども、当時は75歳以上が1,054人、75歳未満が58人、75歳未満というのは障がいがある方ですね。基本的には75歳以上ですから、障がいのある方が58人ということでしたが、23年、今現在は1,112名おられます。ですから、発足当時からしますと170人ぐらい高齢者が増えているということで、約18ポイントほど増えてございます。

次が収納状況でございますが、これらについても年金等との絡みから決して悪い結果にはなってございません。

それで、最後、審査総括と言いましようか、触れさせていただいている第1点目でございます。基本的に先ほど申し上げましたように、3つの主眼的な分け方の中で見て参りましたが、総じて非常に関係書類はじめ整理をされておりますし、非常に合法的に実施をされていたことを改めて申し上げておきたいと思っております。ただ、23年度に実施しました南幌町都市公園指定管理リバーサイドパークのゴルフ場の暗渠工事でございますが、これについては、発注及び施工管理について適正を欠いていると。この発注というよりも、それ以前の予算計上の段階から自治体がやることではないと。非常にそういう意味で厳しく監査をさせていただきました。これらについては、明日から始まります決算審査特別委員会の中で、また皆さん方のご意見を担当の方からお聞きいただけるものと思っておりますが、監査では強くこのことについて指摘をさせていただきます。ある意味では、丸投げ時代というのがありましたね。それとは、ワンクッション少ないんですが、私はそれに等しいぐらいの状態で、これを発注しているというように強く申し上げておきます。

に、また同じようなことを書かせていただいておりますが、若干違ってございまして、主要な債権、債務の状況はどうなったのかというようなことで調べてみました。それで、基金積立金の23年度、各種基金と、先ほど言いました備荒資金組合は制度上ああいう形になっていますが、基金と同じものと考えてもよろしいかと思いますが、15億4,700万円、前年度より2億5,800万円増えてございます。それから、地方債残高、これはどれだけ減ったかというふうになりますが、一般会計では55億6,600万円で約6億7,300万円、下水道が先ほども言いましたが10億9,600万で8,100万円ということで、裏に参りまして、農村集落事業の関係も含めると67億円、それから、債務負担行為の関係が全部で22億5,700万円ということで、前年度より2億5,100万円というように減ってきております。そこで、債務も債券も、債務ですと減れば、逆に言えば、債権に相変わるわけでありまして、もともと積立金にある純粋な債権、そんなことを差し引きと言いましょうか、考えてみますと、基金積立金では前年度より、これも重複しますが、2億5,800万円、地方債の残高では7億5,700万円の減少、それから、債務負担行為と貸付金関係では2億5,100万円、貸付けしておりますので、これは逆に、その件にしては減収と言いましょうか、債務行為が起きていると。両方を合わせますと、12億6,600万円、これだけ我が町の純粋なる債権と純粋なる債務が減少したと。したがって両方ともプラス要因と。プラスということで12億6,600万円、実は債務の状況が好転をしていると。財政の方が好転をしているということに相なります。そこで、我々、監査の結論としては、今日の一般質問にもありましたけれども、このような財務、財政の好転、財務というのは財政を処理することを財務と言うのですが、一般企業が同じなんですけども、この財政の好転をやはり我が町の発展のために、活用してはどうかということ、昨年辺りから、この数字が顕著に表れているということを申し添えさせていただきたいと思っております。

若干、越権行為なことも申し上げましたが、ご勘弁頂戴したいと思っております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

只今、上程されました平成23年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 只今、上程されました平成23年度各会計決算認定にあたりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。只今の佐藤 正一議員からのご発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

只今設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

只今設置されました決算審査特別委員会の委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。只今、佐藤 正一議員から提案がありましたとおり、委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員とのご発言であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員と決定いたしました。

日程8 認定第2号 平成23年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

只今上程を頂きました認定第2号 平成23年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、入院患者並びに外来患者とも前年度に比べ増加し、さらには経常経費の縮減を図った結果、収益的収支では598万5,325円の純利益となったところです。平成23年度病院事業会計の決算につきまして、ご審議の上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

本案につきましては、平成23年度南幌町病院事業会計決算審査報告書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長

(朗読する。)

議長

監査委員から補足説明があれば賜ります。

久世監査委員。

監査委員

それでは引き続いて、病院会計の決算審査の結果について、2ページの審査結果から説明に入りたいと思いますが、まず1点は、患者数の問題でありまして、23年度が入院1万6,000人、外来2万人、計3万6,000人、入院が1,095人、外来が1,047人で、前年度より7.3%、5.4%、トータルで6.3%増加をしています。この実は前年対比で増加をしたというのは、ここにもコメントしてございますが、平成13年以来10年ぶりであります。ですから毎年、昨年までは前年比マイナスでございます。ところが23年度は、おかげさまで前年比プラスと。三角をつけないで済んだわけでございます。その次が下段にあります許可病床の数であります。述べで書いてございますが2万9,280床、トータルであります。そして、利用率がどうであるかと言いますと、54.7%と。この病床利用率については、後ほど、さらに中身でお話しをさせていただきたいと思っております。

次に、診療科別の患者数の状況であります。内科は前年よりも68人のマイナスの1万6,514人、外科は2,202人、16.4%という驚異の数字であります。1万5,600人、小児科は三角の35人で、3,063人、外科は1,104人で、43人の4.1%の増です。内科、外科、小児科、眼科の4科の合計で3万6,281人、前年度よりも2,142名、6.3%、実は各科の関係で増えているというような数字であります。そこで最後に、非常に主観的な話で恐縮ですが、このようなことが進んで、少子高齢化の話が話題と言いましょいか、すべての面に出て参りますが、これも本当に私の主観と言いましょいか、の考えであります。このことが進むにつれて我が町の4科で考えますと、増えるのは1科だけ。減るのは2科ということ、実は1科増2科減というような表現をさせていただいたと。増えるのはどこかと言いますと、外科であります。年寄りがどんどん3割、4割になりますと、要するに整形外科、腰が痛い、膝が痛い、これは間違いなく比例的に増えていきます。あとをどうかと言ったら、我が町は減るということ、かなり乱暴な推測をさせていただきました。

そこで、今触れなかった病床の利用率であります。我が町は、23年、一般と療養を合わせて54.7%、21年51.3%等々であります。そこでこの5年間で最も病床率が高かったのは、15年の74.3%、ずっと毎年毎年下がっていきます。そこで、病院の方の担当からこういった病床率の各データというのは全国的なとかいろんなことではないのでしょうかということでお尋ねしましたら、実は総務省に出している決算の概要の中で、ありました。その数字を見て参りますと、一般、南幌町が43.6%です。類似、我が町のベッド数と似たような病院が70.3%、全国は76.2%、だから、類似した我が町のベッド数と似たような病院と比較しても、南幌町の一般は27%ぐらい少ないですね。要するに余裕を持っているという表現、満たされていない。療養が、ご承知のように若干高いわけですね。54.6%。これも類似の病院と比較すると、病院類似は74.8%です。全国が77.2%で、これも約20%程度、療養の方のベッドも少ないです。入れないのではなくて、入っていないということです。こうやって初めてそういった統計と、22年度でしたが、照らし合わせると言いましょいか、見て参りますと、いかに南幌町の病床率が低いかということです。後ほども触れますけども、このような実態では、極端な言い方をしますが収支がとれるわけがないんです。

そこで次に、入院と外来の1人1日当たりの利用料金です。これは我が町だけしか書いておりませんが、23年が入院が1万4,000円、約1万5,000円、外来が約4,000円、ということはほとんど変わらないですね。過去の18年以降、ただ、18年、前年よりも571円、214円ということで非常に高いのですが、入院で1万5,570円、外来が4,199円で下がっている。なぜこれが下がるのかということで見ましたら、実は、この18年に国民健康保険制度の、ある

意味では改悪をしているのですね。医療費が非常に高くなるものですから、その報酬単価等々を下げたと思いますが、具体的にはちょっとそこまでは調べてございませんが下がって参ります。そこで、申し上げたいことは、これは当然と言えば当然なんです、23年度の外来が4,000円に対して、入院の1人当たりの利用料金と言いますか、診療収入は1万5,000円なんです。このようなことを比較しても、もちろん一方で入院のコストは変わりますから、純利益までの追求はしてございませんが、常識的に考えても、いかに入院の病床率を高めて、病院の健全経営をするかということが、重要であるということが明らかであります。

そこで、4ページに入りまして、収益的収支と資本的収支の概要ということで書いてございますが、これも体系として書いてありますので、ご覧いただいたとおりであります。

次に、損益計算書の方に入るわけですが、医業収入が4億1,200万円ということで、前年度同期よりも4,000万円、10.8%、内訳では、入院では7.7%、外来では6.7%ということで、その他収入で実に9,300万円、1,800万円くらい、22年度よりも医業収入で多いのですが、その主たるものでは、予防接種、これが23年は22年よりも500人以上、実は予防接種を多くしております。その手数料と言いましょ、か、がほとんどという表現でよろしいかと思っておりますが増えてございます。ところが、それだけではどうなのかといきますと、実はこのワクチンがもう比例的にかかるのですね、予防接種は。したがって、この材料費と経費等も考えて、材料費に入りますけども約900万円、ですから差し引きですと100万円そこそこになるのでしょうか。これは、決して悪いことじゃなくて予防接種によっていろんな関係とのつながりがありますから非常にいいんですが、これだけを捉えてみますと非常に儲けの少ない仕事と言ったら変ですけども、そんな実態にあるということでありまして。その他経費等での前年対比で増えておりますのは、燃料費とか委託料が増えているというようにご覧いただきたいと思っております。それから、ここで後ほども出て参りますけども、最終的に損益計算上では収支差が598万5,000円、前年が1,000万円ですから、というようなことを言いましたけれども、収支差を捉えたらやはり400万円ほどのマイナスと。前年を対比しますとね。

それで6ページに、これも乱暴な表現で非常に恐縮でありますけども、入院収入と入院患者1人当たりの利用料の相関関係なんていう偉そうなことが書いてありますが、もちろん入院の数が増えれば入院収入は上がるのはこれは当たり前ですね。ところが、見て参りますと、そうならないと言いましょ、か、なっていないという表現はおかしいんですが、入院患者数が増えると入院1人当たりの診療収入が増えるんです。総体の入院収入が増えるのは、当然当たり前なんです、入院患者数が増えることによって入院1人当たりの利用料が増えると。こういうことなんです。それで、15年をちょっと見てもらいたいんですが、こ

の時の入院患者数が2万1,745人です。その時の入院者1人当たりの利用料、要するに診療収入、病院にしてみると、1万6,107円。ところが、23年1万6,002人、入院1人当たりの利用料は、1万4,903円、2,000円ぐらい少ないんです。これを追求するには、まだ決算ではできませんでしたが、この関係というのはい体制度上どうなっているのかということも、これからの経営には必要なことに相成るのではなかろうかなというように見ました。

それから次のページであります、7ページに眼科の収支ということで眼科開設以来、表現させてもらってございますが、ちょっと訂正がございまして、平成22年度という真ん中が前年対比であります。それから、その下の前年度対比というのが平成22年度でございますので、その適用の言葉だけひとつ変えてください。そこで、23年度は眼科の医業収入が459万1,000円、経費が415万1,000円で、収支差は44万円、前年度と比較しますと、収支差だけ申し上げますが245万円、収支差は増えました。これはご承知のとおり、週1回の診療体制に変えたことが収支を見た場合には非常に好転につながったということで、要するに人件費が落ちたわけでありまして。ただそれだけと云ってよろしいのかなというように考えております。そこで、23年、差し引き44万円ということで黒字に転回したわけでございますが、それではこういった眼科の動きが、我が町の病院にそれ相当の経営貢献がするかと言ったら、それは考えられません。眼科があることによる利便性は非常にいい訳でございますが、収支を支えるという意味での眼科は私どもの計算からいくとありません。

そこで次に、これも一番重要視している問題であります、本来の医療という事業をやった場合の直接の収支ですよね。これがどうなったのかということ、これも平成19年から書いてございますが、23年、確かに22年よりも約2,000万円程度、赤字が減りました。ところが、本来この数字だけ見ますと、本来の病院経営をすればするほど赤字があるということなんです。これは端的に私どもの数字として見る面で、自治体としての一つの施設としてどうこうということは、また次元が違うわけですが、非常に自治体の財政の悪化につながると。絶えずそれも固定的につながるといって見ても差し支えないだろう。町が置かれている病院ということですよ。ですから、それを十分、一般財源の方で確保できるような財政体制、財務体制が必要になってくると。こういうことでもあります。

それを、医業収支比率ということで、これは正規な病院の分析表にあるわけでございますが、要するに経営活動能力を示す比率でありますけれども、やっとなんと言ったら変ですが、22年71.4%、76.5%ということで、要するに収益でどれだけ費用を補てんできるかという率です。ですから理想は100ですよ。100円の費用に対して100円の収入があればいいわけですが、これは100円の収入に76円50銭しかないということです。ですから、24円が赤字になりますよと。そ

れにしても、過去の19年よりも若干上がっていますよね。ということで、多少好転をしているというように見たいわけではありますが、これも後ほどちょっと触れる問題があると思います。

次に、370万円出しました経営計画には数字というのは触れていないので、町立の南幌病院改革プラン、これは総務省があれしたものでちょっと対比をさせていただきました。一番最後の損益を見て、経常損益では、改革プランではマイナス6,200万円、医業直接損益が1億4,700万円というのが、経常損益では23年は600万円、それから医業直接損益では、先ほど話したように1億2,700万円、2,000万円程度好転をしているというような、この時の改革プランの数字でありまして、結果論で申し上げるのも失礼ではありますが、非常に改革プランそのものが、なんと言いましょうか、実現可能な数字が載っていたというように見させていただきました。

それから、資本収支の関係については、これも内容についてはいつも触れておりますけれども、今回、固定資産の取得の関係、それから起債の償還の関係の部分についてを資本収支の中でやってきたもので、前年度から見ますと150万円程度、収支差が増えていると。これが過年度留保金から云々ということで処理をされるわけであります。

次に、貸借対照表であります。ここでは特に申し上げるところは、2点、3点でございます。まず、固定資産の関係で3,100万円、約3,200万円減少してございます。これは、100%減価償却費の減少であります。病院については、直接法でやっておりますので、固定資産をそのストレート、減価償却費を落とすということで、これが減価償却費と。それから、流動資産の現金・預金で、去年より500万円程度減ってございますが、これについては、昨年、一時借入金で、実はこの段階で、決算段階で5,000万円ありましたが、本年度は2,000万円ということで、約3,000万円程度、調達の一借が減ってございますので、その分が前年度、預金の方でちょっと預かってございますので、前年度と比較すると減っているということでもあります。

次、10ページが有形固定資産の状況でございますが、ここでは全体の年度末の残高19億でございますが、そのうち約半分は償却済みと。残り半分になってきているということでもあります。

それから、企業債の状況については、特別説明はいらぬかと思いますが、そこで、審査結果の総括ということで、23年度の病院会計の決算、審査は除いた方がいいかと思いますが、決算は、決算報告書及び付属書類は、それぞれ関係法令に基づいて作成されており、関係諸帳簿（票）により検証した結果、その計数は適正に表示していることを認めますと。その次に、2点目がですね、今まで触れてきた件で、さらに書いたわけでございますが、病院事業を取り巻く状況については、既に皆さん方もご承知のとおり非常に大変な時代であると。自体体ばかりではなくて開業医もすべてがそういう時代に向かっているというのが実態であります。ところが、ややもすると自治体病院は赤字でもいいんだと

いう感じが強いと言いましょか。ところが、これはもう、公営企業法の中でも、赤字をいいと一つも言っていないんですね。やはり基本的には、損益はきちんと取りなさいよというのは公営企業法の中できちんと謳っていることがあったり、したがって、そのためには合理的な経営とか安いコストによることをしなければだめなんだと。そこで、これもちょっと申し上げづらいことを申し上げますが、どうも私どもは病院に対してタブー視しますよね。医者にこんなことをあまり言ってはだめじゃないかと。看護師にこんなことをあまり言ってはだめじゃないかということが、いわば、ここで医療サービスのソフト面と書いていますけども、これは、もうソフトと言ったって広範囲に至るわけですけども、どうも我が町の病院の実態を私なりに知る範囲では、どうなんだろうかという疑問が非常に受けました。ですから、ハードで大きな病院と競争するなんていうことはできません。何億という金の機械を入れて、もちろんそれを見る医者でさえ、どう調達するかも問題であります。したがって、我が自治体がやれる医療サービス、要するにソフト面、人間性であったりそういったことがいかに他の病院を抜くだけ優れているというような環境を作らなければ、今申し上げましたようなことにはならないんじゃないかなというふうに書いてあります。そこで、もう一度くどく申し上げて書き出したのが、患者1人当たりの利用料の比較、これは22年しか全国類似団体がとれませんので見ますと、22年の南幌町の入院は、先ほど言いましたように1万4,860円、外科が3,938円、全国が4万円、外来が1万円、類似でさえ入院が2万1,000円、外来が8,000円。そこで、全国なり類似を100とした場合の南幌町の確保率は、全国を100とした場合、入院が37%、外来も37%、類似でいくと、入院で70.5%、外来でいくと50%、いかにそういう意味で、先ほど来言って参りましたことから、あらゆる面で連続的に出てくるということですね。私も経営分析のプロでもなければ何でもありませんので、これまで話した生の数字を見た中で申し上げて参りましたし、書いて参ったわけでございますが、これらが私は今、最も解決しなければならない第1点であろうということを申し上げて、病院の監査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今上程されました平成23年度南幌町病院事業会計決算認定についての取扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

只今上程されました平成23年度南幌町病院事業会計決算認定にあたりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮りを願います。

議長

お諮りいたします。只今の佐藤 正一議員のご発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ここで、場内時計で2時40分まで休憩をしたいと思います。

(午後 2時25分)

(午後 2時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程9 報告第4号 平成23年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました報告第4号 平成23年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成23年度の決算を基に算定した南幌町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第4号 平成23年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましてご説明を申し上げます。資料によりご説明したいと思いますので、別途配付しております報告第4号資料、財政健全化法に基づく南幌町の健全化判断比率等について、これをご覧いただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が平成20年4月に施行され、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられております。平成21年4月からは同法が完全施行になり本年4年目となります。これらの早期健全化基準及び財政健全化基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられております。それでは、平成23年度決算によりますそれぞれの指数につきまして説明を申し上げます。

まず1点目、実質赤字比率でございます。これは一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。下の表をご覧になってわかるとおり赤字は発生してきておりません。

次、2点目、連結実質赤字比率、これは全会計を対象とした赤字比率または資金の不足額の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましても同じく赤字は発生しておりません。

次に3点目、実質公債費比率、これにつきましては一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。特別会計並びに一部事務組合を含めたものでございまして、過去3カ年の平均数値を表しております。南幌町の数値につきましては20.0%となっております。過去の数値については、裏面に記載しておりますのでご覧をいただきたいと思います。平成22年度が22.4%、平成21年度が24.3%であります。平成22年度対比では2.4%ほど改善されております。この要因は、表の下に米印で記載しておりますが、新たな起債の発行抑制による公債費の減少並びに標準税収入

額などの増加が主な要因でございます。参考までに、この20.0%の単年度の比率でございますが、平成21年度が23.4%、平成22年度が19.9%、平成23年度が16.9%となっております。表面に戻ります。

次に4点目でございますが、将来負担比率、これにつきましては一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましては公社、第3セクターなども含めたものとなっております。南幌町の数値では104.8%となっております。早期健全化基準の350.0%を245.2%下回っている状況でございます。過去2年の数値につきましては、裏面に記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。平成22年度が123.3%、平成21年度が175.9%でございます。今回大きく下がった要因は、表の下に米印で記載しておりますが、新たな起債の発行抑制による地方債残高の減少及び事業完了に伴う将来負担額の減少が主な要因でございます。このようなことで、南幌町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、2の資金不足比率でございます。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。本町の企業会計といたしましては病院事業、下水道事業、農業集落排水事業、3特別会計がございますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。そのようなことから、資金不足比率が該当ないことから経営健全化計画の策定は不要となっております。

以上、財政健全化法に基づきます南幌町の健全化判断比率等につきましての説明をさせていただきましたけれども、いずれも健全化計画及び再生計画の策定は不要でございますが、今後におきましても行財政改革をさらに推進し、個々の比率の改善に努めて参りたいと考えております。以上で説明を終わります。

議長 長 本案につきましては、平成23年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)
監査委員から補足説明があれば賜ります。

局長 (ありませんの声)
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第4号 平成23年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済といたします。

日程10 報告第5号 平成23年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。

教育委員会より提案理由の説明を求めます。教育長。

教 育 長

只今上程を頂きました報告第5号 平成23年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、平成23年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検評価について報告するものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

報告第5号 平成23年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてご説明いたします。別途配布いたしました平成23年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページでございます。ここでは、点検評価の基本的な考え方でございます。(1)趣旨としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、平成20年4月から教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないというふうに制度化されております。なお、本年につきましては、第5回目の報告になるところでございます。この報告書は、規定に基づきまして、その結果をまとめたものでございます。

(2)の点検・評価の対象といたしましては、確かな学力を育む教育の推進、豊かな心を育む教育の推進、健やかでたくましい心身の成長を育む教育の推進、信頼される学校づくりの推進、南幌高校に対する支援、夢を育む姉妹町交流、少子化の進行に伴う小学校教育のあり方、地域全体で子ども達を育てる体制づくり、本町の特色を生かした生涯学習社会の実現、健康な体づくりを目指す身近なスポーツ・レクリエーション活動の振興、地域に根差した芸術・文化活動の振興、新たな時代に向けた社会教育のあり方、これらにつきましては、平成23年度教育行政執行方針に示された施策の柱12項目であり、これに基づき実施した43の事務事業について評価をしたものでございます。

(3)の点検・評価につきましては、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育委員会自らが点検評価を行ったところでございます。

次ページからにつきましては、教育委員会の活動状況です。(1)の教育委員会の開催状況では、毎月開催の定例会議12回、臨時会議を3回開催しております。開催日、付議案件等の詳細につきましては、2ページから5ページに記載しておりますので、説明については省略させていただきます。

6ページ、(2)のその他の活動状況では、教育委員会による学校訪問の実施、教育委員会表彰、教育委員・社会教育関係委員合同懇話会の

開催、統合に伴う各小学校の閉校式、成人式、各学校行事などでございます。

次に7ページから17ページにかけましては、先ほどご説明申し上げました点検評価の対象とした平成23年度教育行政執行方針に示された施策の柱12項目に基づき実施した43の事務事業の取組状況、成果・課題等を具体的に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

いずれにいたしましても、教育委員会では、この点検評価の実施を通して、より効果を高めるための取り組みや実施方法などについてさらに検証を深め、課題の解決を図り、より充実した教育行政の実現を目指して参りたいと考えてございます。以上で報告第5号 平成23年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第5号 平成23年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については報告済といたします。

日程11 議案第51号から日程13 議案第53号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

日程11 議案第51号 財産の処分について

日程12 議案第52号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第2号)

日程13 議案第53号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第51号から議案第53号までの3議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第51号 財産の処分につきましては、町外の方に移住促進住宅建設用地として、安価で宅地を売払いすることに伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出するものであります。

次に、議案第52号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、不動産鑑定業務委託料の追加、財政調整基金積立金の追加、下水道事業特別会計繰出金の減額と、歳入では、普通交付税確定に伴う追加及び平成23年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,351万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,345万9,000円とするものであります。

次に、議案第53号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では南幌町公共下水道污水管渠移設工事費の追加、歳入では一般会計からの繰入金金の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,367万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,762万8,000円とするものであります。議案第51号につきましては総務課長が、議案第52号につきましては副町長が、議案第53号につきましては都市整備課参事が、それぞれ説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第51号 財産の処分についてご説明いたします。この用地は、山口県宇部市に本社があります宇部興産株式会社より、昨年9月南幌町に寄付された用地でありまして、この度、町外の方に移住促進住宅用地として、また、中学生までの子どもがいる子育て世帯を対象に、安価で売り払うものでございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定では、条例で定めるもののほか、適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸付ける場合は議会の議決が必要とされております。この適正な対価とは、この度の売払いする価格が、実勢価格又は不動産鑑定評価額などといった場合は議会の議決が必要ないということでございます。

それでは、議案に沿って説明をさせていただきます。1の処分する財産ですが、町有地でございます。2の物件の表示であります。所在は空知郡南幌町緑町4丁目、地番は62番356で、地目は宅地でございます。地積につきましては、422.28平米、坪では約128坪となります。3の契約方法ですが、随意契約でございます。4の価格につきましては、前段ご説明申し上げましたように、企業からの寄付を受けた用地並びに本年、本町は開拓120年の記念の年でもあることから、12万円の安価な価格に設定をさせていただきました。なお、これらに係る予算につきましては、後ほど説明いたします補正予算の歳入で計上させていただきます。

参考までに、先月25日に実施いたしました南幌町体験ツアーでは、札幌市及び近郊の賃貸住宅にお住まいの子育て世帯13組に本用地を紹介させていただいたところでございます。数組から関心があったように聞いておりますが、申込期限が今月の14日までとなっており、現在のところまだ申し込みまでには至っておりません。なお、今後申し込みがない場合につきましては、広く札幌圏を中心に募集を行って参りたいと考えております。以上で議案第51号の説明を終わります。

議 長
副町長

副町長。

それでは続きまして、議案第52号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明を申し上げます。15ページをご覧いただきたいと思っております。2款総務費1項3目財産管理費、補正額8,236万7,000円の追加でございます。15節工事請負費、町営住宅解体工事としまして80万9,000円の追加でございます。13線道路9号10号間の北側に面した場所に所有しております町営住宅ですが、老朽化に

より解体をするものでございます。25節積立金、財政調整基金積立金8,155万8,000円の追加でございます。余裕財源を積み立てるものでございます。

4目企画振興費、補正額110万1,000円の追加でございます。11節需用費で印刷製本費21万9,450円の追加でございます。補助事業を活用しまして、移住定住用ガイドを5,000部作成するものでございます。12節役務費、広告料36万591円の追加、13節委託料、不動産鑑定業務52万1,000円の追加でございます。それぞれ小学校跡利用検討方針に基づきまして、旧夕張太小学校公募による売却を進めるための募集広告料並びに土地建物の鑑定を行い、最低売却価格を設定すべく追加をするものでございます。

次ページに参ります。3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額が64万6,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料、過年度返還金64万5,705円の追加でございます。平成23年度障がい者自立支援給付費精算に伴う返還金でございます。

2項3目保育所費、補正額が5万2,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料、過年度返還金5万1,960円の追加でございます。平成23年度保育所運営費負担金の精算に伴う返還金でございます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額が70万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、戸別所得補償経営安定推進事業補助金70万円の追加でございます。人・農地プランに基づき、農地集積に協力した貸し手に対し、交付するもので、今回補助対象となったことから1名分を追加するものでございます。なお、全額補助対象となっております。

次ページに参ります。7款土木費2項3目道路新設改良費、補正額が220万円の追加でございます。22節補償補填及び賠償金、電話柱移設補償費220万円の追加でございます。南11線道路改良工事に伴いまして、電話柱10本の移設が必要となったため追加するもので、全額、国の補償費で実施するものでございます。

3項3目公共下水道費、補正額が354万7,000円の減額でございます。28節繰出金で下水道事業特別会計繰出金354万7,000円の減額でございます。後ほど特別会計でご説明を申し上げます。

次に、歳入の説明を申し上げます。7ページをご覧いただきたいと思っております。9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額が16万5,000円の減額でございます。1節地方特例交付金で16万5,000円の減額でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額が5,141万4,000円の追加でございます。1節地方交付税として、普通交付税で5,141万4,000円の追加でございます。確定によるもので、この結果、平成24年度の普通交付税総額につきましては、23億3,841万4,000円となりました。なお、今年の交付

額に対しましては、729万3,000円の減となったところでございます。

次ページに参ります。15款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額が70万円の追加でございます。1節で、農業費道補助金、戸別所得補償経営安定推進事業補助金70万円の追加でございます。歳出で説明しました事業費の全額を追加するものでございます。

次ページに参ります。16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額が11万9,000円の追加でございます。1節土地建物売払収入で11万9,000円の追加でございます。先ほどの議案で提案させていただきました町有地の売り払い分を追加するものでございます。

次ページに参ります。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額が107万円の追加でございます。1節一般寄附金として107万円の追加でございます。元町2丁目の岩井淳一様より100万円、有限会社南幌向ハイヤー様より7万円、それぞれ寄附を頂いたものでございます。

次ページに参ります。18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額が674万7,000円の減額でございます。1節で財政調整基金繰入金674万7,000円の減額でございます。財源調整を行うものでございます。

次ページに参ります。19款繰越金1項1目繰越金、補正額が3,329万8,000円の追加でございます。1節繰越金で平成23年度繰越金3,329万8,635円の追加でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入5項4目雑入、補正額が383万円の追加でございます。1節雑入で、いきいきふるさと推進事業補助金78万円の追加でございます。確定によるものでございます。町道南11線道路整備補償費220万円の追加でございます。歳出で説明しました電話柱移設にかかわる分でございます。障がい者自立支援給付費道費負担金精算金85万710円の追加でございます。平成23年度分の精算分でございます。

以上、歳入歳出それぞれ8,351万9,000円を追加し、補正後の総額を46億5,345万9,000円とするものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わります。

都市整備課参事。

それでは、議案第53号の説明を申し上げます。議案第53号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、初めに歳出から説明を申し上げます。10ページをお開き願います。1款下水道事業費1項2目管理費、補正額0、この目では、只今施工しております污水管渠 - 1号幹線補償工事にかかわります人件費の事務費分が補てんされるために、使用料を充てていました財源を特定財源に振り分けしようとするものでございます。

3目建設費、補正額1,367万7,000円の追加でございます。11節需用費、消耗品24万8,107円の追加でございます。内訳は、

議 長
都市整備課参事

前記、管理費同様に消耗品事務費が補償費により補てんされることとなったため追加しようとするものでございます。15節工事請負費、南幌町公共下水道污水管渠（污水 - 1号幹線）移設工事1,342万8,000円の追加でございます。内容といたしましては、工事が進行いたしまして道路横断箇所の推進工事部分、深さで約5メートルないし6メートル部分の掘削工事に今後入ることから、現在までの状況を踏まえ、地崩れなどを予防するための薬液注入による土質改良工事及び掘削埋め戻し後の南5線、南6線の舗装道路補修工事を想定し、あらかじめ所要額を追加するものでございます。この後追加いたしまして変更契約を締結する際には、議会の議決をあらかじめ経ることとなる予定でございます。なお、先の議案第50号での変更いたしました請負契約につきましては、既定の予算の中での対応分でございます。

続きまして、次ページをご覧ください。2款公債費1項公債費1目元金、補正額はございません。内容といたしましては、平成23年度の事業会計繰越金の額が確定したことと、補償工事で管理費人件費による事務費が補てんされることにより財源内訳を変更しようとするものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。7ページをお開き願います。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額354万7,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金、南幌町公共下水道事業起債償還分354万7,000円の追加でございます。平成23年度の事業会計繰越金の額が確定したことから、補償工事で管理費中、人件費に事務費が補てんされたことにより減額でございます。

続きまして8ページをお開き願います。4款繰越金1項1目繰越金、補正額253万9,000円の追加でございます。1節繰越金、平成23年度繰越金253万9,765円の追加でございます。平成23年度事業会計の繰越額が確定したことによる追加でございます。

次ページをご覧ください。5款諸収入2項1目雑入、補正額1,468万5,000円の追加でございます。1節雑入、南幌町公共下水道（污水 - 1号幹線）移設補償費1,468万5,735円の追加でございます。歳出、下水道事業費、管理費、人件費及び建設費、需用費、消耗品費及び工事請負費につきまして追加する費用の全額を国からの補償費として追加するものでございます。

以上で、歳入歳出それぞれ1,367万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれを6億4,762万8,000円とするものでございます。以上で、下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては各議案ごとに行います。

初めに議案第51号 財産の処分についての質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑ありませんので、議案第51号についての質疑を終結いたしま

す。

次に、議案第52号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

5番 石川康弘議員。

石川議員

歳出のページで15ページ、総務費の財産管理費のところでお伺いいたします。工事請負費として町営住宅解体工事として80万9,000円上がっております。先ほどの説明の中で、13線の9号から10号の間にある町営住宅というふうなお話でしたけども、西町に所在しますよね。どういう状況なのか、今までどういうふうな形で使われていた町営住宅だったのか、それをお伺いいたします。

議長
総務課長

総務課長。

石川議員のご質問にお答えをいたします。用地については13線沿いの9号から10号、こちらから江別に向かってちょうど右手でございます。住宅は団地が右側にありますけれども、団地の区域から外れた区域でございます。これは昭和45年に建築、平屋でございます。面積が53平米ほどでございますけれども、当時、農水省から内水排水の機場の管理人住宅ということで、当時は国が建設をした物でございます。その後、町に寄附をされて、その後、町として町営住宅として活用してきたところでございます。本年の6月に入居者が退去した後、かなりの年数も経っている状況から、冬季間の積雪の倒壊のおそれもあるということから今回解体するものでございます。以上でございます。

議長
石川議員
(再質問)

5番 石川康弘議員。

今、お話し伺いました。昭和45年築ということですから、大分確かに古いのはわかります。ただ、6月まで住んでおられたということも事実ですよね。でもですね、せんだって同僚議員も話出ていたと思うんですけども、町内で農業に就農したい、それで、南幌に移り住みたいのだけれどもそういう町営住宅というのがないと。町として何らかの形で住宅のあっせんをできないものかというふうな形で声が出ていたかと思えます。それは私の方にもよく聞く話なんですけども、その時は和敬にあるような住宅団地や何かもみんなふさがっているというふうなお話でありました。その度合いにもよりけりでしょうけども、若干手直ししてでも住めるものであれば、こういう施設もそういったところに貸し与えるということもあっていいんじゃないかなというふうに思うんですけども、ただ壊してしまうにはもったいないという感じがあるんですけども、その辺り再考できる可能性はあるんでしょうか。

議長
総務課長
(再答弁)

総務課長。

町営住宅、職員住宅も含めて、町内に数カ所ございますけれども、ブロック造りで建てているのがほとんどでございます。ただ、今回のこの解体する家屋については木造で、私どもも長年入られた方が出られた時に行ってみますと、かなり我慢をして入居していたのかなということで、かなりこれに再度入れるような状況にするということになると、かなりの費用がかかるという判断から今回、解体の費用を計上させていただき

ました。ただ、今、議員さんがおっしゃられた農業の就農者の関係の住宅については、まだ、今、ちょうど郵便局の裏に、これは職員住宅でございますけれども、1棟2戸で4棟ほど今ございます。ただ、これも今全部出ているような状況でございます。これらについても他に活用ができないのか総合的に検討して、できるということになれば当然それら手直しをかけてということになりますけれども、これらも物件としてありますので、今回のこの住宅については解体をさせていただくということでございます。以上でございます。

議 長
石川議員
(再々質問)

5番 石川 康弘議員。

今の答弁、再度確認しますけれども、この西町の町営住宅に関しては、とりあえず取り壊させてほしいと。ただ、郵便局の裏にある町営住宅、あれも大分古いですけども、それに対してはそういう農業新規就農者だとか入られる方に貸し出すことは可能であるというふうな形で捉えたんですけども、それでよろしいんでしょうか。実際に需要があるということも事実ですので、そういったことは本当にこれから進む話として進むのであれば、関係者としても歓迎すべきことではあるんですけども。ですから、やはり現実にそういった需要がある、それに対して本当に家賃なんてどれだけ取れるかわからないような建物かもしれないんですけども、南幌に移り住みたいという人が現実にいる。さっき12万円の宅地を売って、移り住ませるために公募をかけるということもありましたけれども、そんなことしなくたって移り住みたいという人がいるということに対して、なぜ大手を広げて受け入れるような体制がとれないのかなという感じもあるわけですから、今のお話に対して可能性があるならばそれはそれとして受け賜りたいなと思うんですけども、構わないのでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

石川議員のご質問にお答えしますが、当然、以前からも農業関係者の新規就農を含めて住宅事情がないかということでいろいろ問い合わせがあります。今、総合的にいろんな施設の点検等々をさせていただいたり、本当に使えるためにはどのくらいお金をかければいいのかと、そういう建物ばかりなんです。それで、それだけ値があるかどうかというものも含めて今検討させていただいておりますので、その辺が問題なければ順次そういう施設は、要求があればそちらの方に開放したいと思っておりますが、そのためには多分議員の皆さんとまたお話をさせていただいて、どこまで、そうしたらお金かけていいのかという問題が出てきますので、今回壊すのは相当お金をかけないと元にならないということのようであります。それから、今言った郵便局の裏も、私も見てみますけれども、はしたなお金では多分ないと思います。本当にそれを今かけていいのかどうか、それだけかけて本当に使える状況になるかどうかというのは、どのくらいかかるか今ちょっと検討つかない、いずれ見積もり等々とりながら、町の持ち出しもできるだけ少ない中でそういう住宅事情に対応できるように、まだそれ以外に今ちょっといろいろ点検し、あるいは使

える、これから使える、いろんな住宅等々がありますので、それらを含めて検討させていただきます。

議 長
石川議員
(再々々質問)

5番 石川 康弘議員。

確かに改修して云々という話になると、それなりにやっぱり家賃頂がなくちゃいけないから、例えばユニットバス付けなくちゃいけないだとか、トイレを水洗化しなくちゃいけないだとか、いろいろなものを考えるかもしれませんがけれども、でも、少なくとも入る方によっても最低限、雨がしのげて、暖が取れてというものであればそれでも十分、そこを足掛かりにして、南幌町に新しいアパートもしくは一戸建ての住宅ということにもつながる可能性もあるわけですから、その程合いというのをやっぱり考えた中で、町もその改修をするならば、すべて整えなくちゃいけないというそんなものでもないことも勘案、察しながら進めていただきたいなというふうに思います。以上です。

議 長
町 長
(再々々答弁)

町長。

石川議員から今いろいろ言われましたけども、それがネックで、なかなか難しい問題があるんですよ。やはりくみ取り方式は非常に嫌われる、それ以外で、という部分が今の若い人は利用になってないものですから、その辺はきちんとしとかなないと、せっかく開放したけどもそういう状況だったらだれも入ってもらえない。ですから、相当お金がかかるんだということで慎重に検討させていただいているということです。それだけご理解いただきたいと思います。

議 長
熊木議員

ほかにありませんか。

1番 熊木 恵子議員。

同じく15ページの企画振興費のところなんですけれども、先ほどの説明で印刷製本費、旧夕張太小学校の移住定住ガイドブックを、ということでしたよね、5,000部。これは、21万9,450円の追加ということなんですけれども、総額でいくらになって、その5,000部は、どのような所に配布されるのか、そこをちょっと詳細お願いします。

議 長
まちづくり課長

まちづくり課長。

只今のご質問にお答えいたします。この移住定住のガイドについてなんですけども、私ども、例えば町外から、首都圏だとか関西だとかそういう所の方々にぜひ南幌に来ていただきたいと。当然その一環として、体験ということで南幌に少し住んでいただいて、それで南幌の良さを知っていただいてということの、今、いろんな道内の協議会にも入りまして、その方々と一緒に本州の方にも出向きまして、そういうイベントがあるものですから、そういう所に出て移住定住のPRをさせていただいておりますけども、その中で、やはり今までは私どもも手作りで、この移住定住のガイドを作らせていただいていたんです。こういうA4版1枚の裏表なんですけどもこういう物で、私どもの方で写真とか撮りまして、町のPRもすべて書きまして、手作りで出していたんですけども、そういう所に出ると、これは近隣でも栗山さんとか近隣の方も出ておられますけども、すべてやっぱりちゃんとした、製本された物で机の

上に並ぶんですね。どうしても何年間かこういうことで私どもも頑張
ってやってきたんですけども、やっぱりそういう面では、この町の取り
組む態度とかそういうところが、私どもも一生懸命作っているつもりは
するんですけども、そういうことで何とか作りたいというふうに思いは
あったんですけど、年度当初については、やはりこれは補助、このま
まのお金だったらちょっと大変だなと。それで何とか補助をもらいなが
らできないものかということで補助の申請をしておりました。それで、印
刷製本はこの予算にありますとおり21万9,450円というのが印刷
製本のお金でございます。5,000部ですね。単価は41円80銭
ということでございますので、これに5,000部を掛けてということ
になります。それで、この2分の1が今度いきいきふるさと推進事業と
いうことで、助成を受けられることになりました。これは当初では出さ
なかったんですけども、補助が何とか付けばその補助を頂きながら作れ
ないものかということでしたけれども、今回補助が採択になったもので
すから、その補助を利用させていただいて、今度何とかこれを作らせて
いただけないかなと。今度は少し、A3版の大判の三つ折りのガイドを
作らせていただきたいなということで、ここの部分に計上した次第でご
ざいます。それと、5,000部の配付先は、当然、移住促進のための
大阪、名古屋、それと東京ですね。こういう所で移住促進の北海道庁と
各市町村の協議会がございますけども、こちらの方のイベントに合わせ
て、そういう所に出向きまして、全部に行くというわけにはいかないも
のですから、毎年順番に1カ所ずつ行かせていただいておりますけど、
こういう所ではやっぱり1,000人、1,500人という人数が来ら
れます。ですから、南幌町のPRコーナーに来ていただいた方にはお話
しをしながらこういう物を配りますし、また、ブースの方にはこの作っ
た物を置いて自由に皆さんに持って行っていただくと。そのほかには、
やはり札幌市のいろんな自衛隊の官舎だとか公務員官舎だとか住宅団
地の私どもも職員で手分けして、全部、戸別に投げ込みもしております。
そういう所にも合わせて配らせていただくものですから、それと、何か
イベントなんかがあると当然こういう物も含めて、町のPRの冊子も含
めて一緒に配らせていただいております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第52号についての質疑を終結いたし
ます。

次に、議案第53号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予
算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第53号についての質疑を終結いたし
ます。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、
直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第51号 財産の処分については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第52号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第53号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程14 議案第54号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程を頂きました議案第54号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、収納向上対策に係る賃金の追加、歳入では、平成23年度保険税一般分後期支援金の減額並びに平成23年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,951万7,000円とするものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第54号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。12ページをご覧ください。1款総務費5項1目収納率向上対策事業費、補正額90万3,000円の追加でございます。7節賃金で臨時事務賃金として90万2,400円の追加でございます。平成23年度分の一般被保険者の保険税収納率が93.2%となり前年度対比で0.5%低下したため、平成24年度において低下した要因を含め、滞納者の分析と収納率向上のための納付勧奨を早期に行うべく臨時事務を置いて、過去の納付状況を勘案した中で所得状況、資産状況、家庭状況等のデータ整理を行うため追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額741万円の減額でございます。2節後期高齢者支援金分現年課税分で一般被保険者後期高齢者支援金分741万円の減額でございます。6月の当初賦課におきまして、一般被保険者の後期高齢者支援金分の保険税の調定額が、当初予算を下回り、年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

次ページに参ります。8ページ、5款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金、補正額118万5,000円の追加でございます。2節過年度分で118万5,097円の追加でございます。平成23年度分の退職者医療の交付金の確定に伴い追加するものでございます。

次ページに参ります。9ページ、7款道支出金2項1目道調整交付金、補正額45万2,000円の追加でございます。1節道調整交付金で、普通調整交付金として45万2,000円の追加でございます。先ほどの歳出で説明いたしました収納率向上対策事業費の賃金の補正の財源につきましては、2分の1が道の調整交付金の補助対象となることから追加するものでございます。

次ページに参ります。10款繰入金2項1目財政調整基金繰入金、補正額4,743万8,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で4,743万8,000円の減額でございます。繰越金の増加に伴い、財源調整のため減額するものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は8,298万8,316円となる見込みでございます。

次ページに参ります。11款繰越金1項1目繰越金、補正額5,411万4,000円の追加でございます。1節繰越金で23年度の繰越金として5,411万4,052円の追加でございます。平成23年度決算に伴い、繰越金の確定により追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ90万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億1,951万7,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 12ページ、歳出で収納率向上対策事業費、この中で臨時事務賃金が計上されております。ちょっととっさで申し訳ありませんけれども、以前にもこのようなことで事務費としては、雇ってこういう何か、さっき説明が聞けなかったんですけれども、データですとか何か調べる事務員ということでありましたけれども、もう少し詳しく説明していただいて、今までもこういう採用の仕方があったのかどうかもお聞きしたいと思います。

議長 住民課長。

住民課長 今回につきましては、この収納率特別対策事業、これは道の所管の補助事業でございます。特別調整交付金の対象となる部分、それから普

通調整交付金の対象となる部分ということで、道が裁量権を持ってございます。その中で、先ほど申し上げましたとおり、23年度の収納率が22年度を下回ったということで、道からこの収入率の低下に伴っての24年度の当然、向上に向けての対策です。こういった対策を持っていくとか、そして、過去の滞納者の分析はどうなっているのか、いろいろ道から指摘される事項がございます。その中で、南幌町として、保険者として、こういう対応をして取り組んでいきますという形のデータ整備をはじめ、それから滞納の履歴等、また、国保以外でもやはりほかの町税の関係も出てきます。そういった関係で、税務の収納グループとの連携もしていかなければならないと思いますが、この特別対策事業、補助対象でございますので、それなりの成果を出さなければならないということで今回賃金を付けまして、滞納分析、データのチェックというようなものやっけていきたいというふうに思っています。24年度、これから、もう既に納期が3期過ぎております。こういった中で、基本的に我々、国保としては新しい滞納者を作らないと。新規を作らないという形で取り組んで、これからも参りたいというふうに思っております。

2点目の過去にというお話してございますが、我々、国保事業の関係については、先ほど、この特別対策事業の部分と総務費でレセプトの賃金ですとか、それから、特定健診の分析のための賃金ですとか、ケース・バイ・ケースに応じて採用しております。なぜ職員でできないかという議論もございますが、なかなか住民課が一番、住民の方が来る課でございます。その中で、いろいろと後期の保険料、介護の保険料、国保の保険料と、賦課して徴収する部分が多分でございますので、これもやはり高齢化の影響かもしれませんが、相談が、電話でもそうですが、相談業務が多くなっております。そういった中でやはり後期の保険料も上がっている、介護も上がっているということで、住民対応に割く時間が結構増えてございます。そういった中で、一律な、この事務整理がなかなかできないというような要点からも臨時事務を採用して、きちんとその分の資料を作り上げていきたいというふうに考えてございます。以上です。

2番 佐藤 正一議員。

今回、昨年度より収納率が下がったから、今回、24年度はこういこと道の方から指摘があったというんでしょうか。今まで補助金でこういう形がなかったものですから、今回出てきて、道の方からもそういうふうな指示があったということなので付いたのか、以前からこういうものがあって、南幌町にはたまたまなくて、ほかの町村においてはそういうことが図られていたのかどうか。そして、今までやってこないことでやって、当然今度、さっきの課長のお話のようにデータ分析をして成果を上げなきゃならないということですから、それらを取り組むに当たっては当然成果を上げなきゃならないんですけども、ほかの町村でもそういう補助金を出して、運用されている中において、そういう成果が見られたのかどうか、そういう事例もあるのかどうか知っていたらお聞かせください。

議長
佐藤(正)議員
(再質問)

議長
住民課長
(再答弁)

住民課長。

昔の話ですが、医療費が高い時は、現在、総務費で同じようにやっています医療費適正化の特別対策事業というのも、これはもう同じように道の医療費が高いということで事業を組んでございます。この収納特対の事業ができたのは、やはり、それぞれ各市町村、収納率が低下しているということから、この特別対策事業ができたものと認識をしてございます。各ほかの町村の結果については、あまり承知をしてございません。道からの指示がなく、実は収納率が低下した場合に国庫の調整交付金が減額されるというペナルティー、これが制度化されておりました。ところが、23年度と24年度、2カ年については、北海道で言えば北海道に権限を移譲されまして、国から。道がその総合的な100何十市町村の計画を国にあげれば、そのペナルティーはされないという2カ年の制度でございしますが、調整交付金のペナルティーは23年、24年はありません。ただ、収納率が下がったら当然改善すべき努力をなささいよという義務づけがありますので、この24年度に向けて、23年度落ちた分を何とか、ほかの税務の関係の収納を連携をとりますが、改善に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、この成果、何とか24年度は早期に対応した中で収納率のアップにつなげていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長
佐藤(正)議員
(再々質問)

2番 佐藤 正一議員。

説明はよくわかりました。せっかくやることですから成果を上げてもらいたいですね。5割補助と言っても町の持ち出しで45万円出すわけで、効果が上がらなければ、ただ国保費も赤字になって増えるということになりますから、上げていただきたいと思うことを1点申し上げまして、それからもう1つは、24年度ということで話しをされておりますけども、これから半年ぐらいですけども、その後もこういうこと、次年度の決算を見てからのことになるかもしれませんけども、その分もそういうデータをしっかり町として持って、分析してやっていくのかどうかもちょっと確認させていただきます。

議長
住民課長
(再々答弁)

住民課長。

今回は特別対策事業ということで補助対応になってございます。ただ、今回の国保、例えば24年度の実績がまた問題になるかと思えます。その時にまたどう判断するかという選択も出てくると思えます。それと、ほかの、先ほども言いましたように国保だけでなく、ほかの税目もやっぱり滞納者も部分はいろいろと要因がございします。そういった中で必要に応じて、議員ご指摘の分析やら必要に応じて、その分は考えて参りたいというふうに思います。以上でございます。

議長
菅原議員

3番 菅原 文子議員。

今の佐藤議員と同じような質問なんですけれども、やはり今のご説明ですと、すべてにおいて町税から含めての税金の滞納も含めてということでしたので、これは大変な個人情報なのかと思えます。その事務の方ですけれども、町内在住の方をお願いするのか、それとも違うのか、そ

れか公募をされるのか、どういう形の公募なのか、そこのところ1点お願いします。

議 長
住民課長

住民課長。

人選につきましては、議員ご指摘のとおり個人情報を取り扱う部分でございます。そういった面で公募というよりも、現在、住民課で臨時で雇用している職員がございまして、その方に、過去にも役場のほかの業務をやっていた経緯もございまして、そういった方、確実な方をお願いをしていきたいと思っています。また、人件費の方は、ある程度、計画の中身の作り具合にもよりますが、大体余裕を持って賃金を組んでございまして、場合によっては2名を採用する可能性もありますので、とりあえずは1名で今、考えてございます。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第54号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程15 議案第55号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程を頂きました議案第55号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、国庫支出金等精算金の追加、歳入では、平成23年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ589万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億185万9,000円とするものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第55号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。9ページをご覧ください。6款諸支出金1項2目償還金、補正額589万9,000円の追加でございまして。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金589万8,006円の追加でございまして。平成23年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道支払基金負担分の精算により返還金が生じたため、追加する

ものでございます。返還金の内訳は、国庫が214万7,311円、道費が55万4,913円、支払基金が320万1,782円となっております。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。6款繰入金2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額390万5,000円の減額でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で390万5,000円の減額でございます。繰越金の増加に伴い、財源調整を行い減額するものでございます。

次ページに参ります。7款繰越金1項1目繰越金、補正額980万4,000円の追加でございます。1節繰越金で、平成23年度繰越金で980万4,478円の追加でございます。決算に伴い繰越金の確定により追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ589万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億185万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第55号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりましたすべての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 3時38分)

議長 おはようございます。 (午前9時30分)
去る9月10日より決算審査特別委員会のため休会となっております。平成24年第3回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。
直ちに本日の会議を開きます。

日程16 議案第56号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第56号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 議案第56号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。今回の改正は、児童福祉法による保育所運営国庫負担金交付要綱の一部改正に伴う、保育の実施に関する条例の第5条関係、別表の保育料基準額表の備考欄部分の一部を改正するものでございます。

それでは、別途配付いたしました、議案第56号資料、新旧対照表でご説明させていただきます。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。1ページの保育料基準額表、備考1の前段の改正は、保育料基準額表のC2階層であります町民税の所得割課税世帯の所得割を計算する際に、地方税法附則に追加された住宅借入金等特別税額控除を適用しないこととするための改正でございます。

次の、また、以降の改正でございますが、平成22年度の税制改正において、所得税、個人住民税の年少扶養控除と、16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止になりましたが、この税制改正により、所得税、個人住民税と連動している保育料への影響を可能な限り生じさせないよう、保育料を算定する際、扶養控除見直し前の旧税額で計算した額を所得税とすることを定めた国の取り扱い通知を備考欄に追加する改正でございます。

最終行から2ページにかけての改正でございますが、これも税制改正に伴うものでありまして、(1)の所得税法関係では、共同募金等の特定寄附金の控除、次の(2)租税特別措置法関係では、特定の増改築等に係る住宅借入金の特別控除の特例などが追加されましたが、保育料の階層区分を決める所得税額の計算には、これらの控除規定を適用しないこととするための改正でございます。

2ページの備考2をご覧ください。これは、国に準じて表記を簡略し

た文言改正でございます。

続いて3ページの備考欄をご覧ください。これは、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、児童福祉法の一部が改正されまして、現行の障がい種別ごとに分かれていた施設体系を、利用形態別に一元化し、通所サービスが児童発達支援と医療型児童発達支援に区分されたことによる文言の改正でございます。

続いて、下の表の枠内の改正でございますが、これも利用形態別の一元化に伴い、表記方法を国に準じて、種別ごとの施設名から上記3に掲げる施設に簡略する文言の改正でございます。

最後に附則といたしまして、この条例は、公布の日より施行し、平成24年4月1日から適用する。以上で内容の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第56号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程17 議案第57号及び日程18 議案第58号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

日程17 議案第57号 南幌町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

日程18 議案第58号 南幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第57号から議案第58号までの2議案につきまして提案理由を申し上げます。議案第57号 南幌町防災会議条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第58号 南幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定につきましては、いずれも災害対策基本法の改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第57号、議案第58号の説明を行います。

初めに、議案第57号 南幌町防災会議条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。今回の改正は、災害対策基本法の改正に伴い、所要の規定を整備するものでございます。主な改正内容は、地方防災会議の所掌事務に、地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することの追加並びに多様な主体の意見が反映されるよう、自主防災組織を構成する者又は学識経験者を会議の委員として追加する改正となっております。

それでは、説明につきましては、別途配布しております議案第57号資料の新旧対照表により説明いたします。右側が改正前、左側が改正後となり、アンダーライン部分が改正となります。改正後の第2条第2号に「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」第3号に「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」をそれぞれ追加し、改正前の第3号を削除し、第2号、第4号をそれぞれ繰り下げるものでございます。

次に、第3条関係で委員の構成についてでございますが、裏面になります。第10号で「自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者」を追加するものでございます。

第7項では、先ほどの第10号を加えるものでございます。附則として、この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第58号 南幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。同じく別途配布しております議案第58号資料の新旧対照表により説明いたします。今回の改正は、先ほど説明をいたしました南幌町防災会議条例同様に災害対策基本法の改正に伴い、所定の規定を整備するものでございます。この災害対策本部は、都道府県災害対策本部と同一の規定で定められておりましたが、地方防災会議と災害対策本部の所管事務の明確化により、新たに個別規定されたことに伴う災害対策基本法の引用条文の改正をするものでございます。改正後「第23条の2第8項」に改めるものであります。附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で議案第57号、58号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第57号 南幌町防災会議条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 南幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第58号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第57号 南幌町防災会議条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第58号 南幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程19 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現委員であります石崎俊克氏、久保直忠氏、山本満則氏の任期が満了となるため、地方税法の規定に基づき、石崎俊克氏、久保直忠氏、山本満則氏を再任いたしたく提案するものであります。選任につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては、人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程20 議案第60号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第60号 教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員であります中鉢須美子氏、向井亜紀氏の任期が満了となるため、中鉢須美子氏、向井亜紀氏を再任いたしたく提案するものであります。任命につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第60号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程21 発議第13号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 只今上程いただきました発議第13号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につきましては、常任委員会の所管事項を改めるため、本案を提案するものであります。別途配付いたしました発議第13号資料、新旧対照表で内容を説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。第2条、常任委員会の所管に関する部分であります。第1号、総務常任委員会に「まちづくり課(住宅団地及び企業誘致に関する事項除く。)」を追加するものです。また、第2号、産業経済常任委員会のまちづくり課の次に、「(住宅団地及び企業誘致に関する事項)」を追加するものです。この改正によりまして、従来、まちづくり課に関する事項につきましては、産業経済常任委員会が所管となっておりますが、現行の企画情報グループに関する事項は総務常任委員会で、企業誘致グループに関する事項は産業経済常任委員会でと、それぞれ所管することに整理するものです。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第13号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程22 発議第14号 議員の派遣承認についてを議題といた

します。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、只今、局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程 2 3 発議第 1 5 号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3 委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

日程 2 4 報告第 6 号 南幌町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程をいただきました報告第 6 号 南幌町土地開発公社経営状況報告につきましては、平成 2 3 年度における経営状況の報告であります。内容につきましては、土地開発公社事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
土地開発公社事務局長

内容の説明を求めます。土地開発公社事務局長。

それでは、私の方から報告第 6 号資料に基づきまして、南幌町土地開発公社の平成 2 3 年度経営状況についてご報告いたします。資料としてお配りいたしました平成 2 3 年度南幌町土地開発公社事業実績及び決算につきましては、去る 5 月 2 5 日に開催しました土地開発公社理事会におきまして、既に認定を頂いておりまして、本日はその内容に基づき、ご報告をさせていただきます。

初めに、事業実績からご報告させていただきます。報告書の 1 ページ目をお開きください。1 番、用地売却事業につきましては、記載のとおり、残念ながら南幌工業団地用地、夕張太住環境整備事業用地いわゆるふれあいタウン稲穂ですが、ともに売却実績はございません。

次に 2 番の用地賃貸等事業につきましては、新規の賃貸契約としまして、昨年 9 月に業務用マット等のクリーニング業であります株式会社ファクトリーライズと賃貸期間 1 0 年間、面積約 2 , 8 8 5 平方メートルの契約を締結したほか、1 1 月には既に操業しておりました企業 1 社と拡張分として面積約 1 , 6 5 3 平方メートルの契約を締結しております。その結果、賃貸面積については、前年度より 4 , 5 3 7 . 3 7 平方メートル増の 1 万 2 , 6 2 5 . 3 5 平方メートルとなっております。

次に、3 番の受託事業ですが、まず、南幌町より委託された事業はご

ございません。続きまして、南幌ニュータウンみどり野販売促進事業につきましては、北海道住宅供給公社のみどり野団地の販売でございまして、平成23年度の販売実績は2区画となっております。続きまして、南幌ニュータウン用地管理事業につきましては、前年同様に北海道住宅供給公社の完成土地及び未造成土地の草刈業務を行っております。

以上のような事業実績となっておりますが、ここで若干、平成23年度の企業誘致活動状況についてご報告させていただきます。資料はございませんので口頭にてご報告させていただきます。企業誘致の活動状況につきましては、主に企業訪問、広告宣伝、情報収集の3つの活動に取り組んでおります。1つ目の企業訪問活動としましては50社、91回の訪問活動を実施しております。そのうち、継続接触企業に対しては7社、33回、平成21年度に実施しました企業誘致の調査の中から抽出しました企業に対しては、26社に訪問しており、そのほか問い合わせのいただいた企業や、近郊工業団地立地企業23社に対して訪問活動を実施しております。2つ目の広告宣伝活動については、工業団地に関する資料などを動画にして町のホームページに掲載をしたほか、各種インターネットの広告、企業系全国紙への広告掲載を行っております。3つ目の情報収集活動としましては、札幌市内の金融機関や北海道東京事務所、名古屋事務所などを訪問して情報収集を行っているほか、東京で開催された北海道主催による企業立地セミナーへ参加し、参加企業に対する資料配布などを行っております。以上が平成23年度の主な企業誘致活動でございまして、依然として企業誘致を取り巻く環境は厳しい状況ではございますけれども、今後においても定期的に企業訪問するなど、粘り強く誘致活動を行って参りたいと考えております。以上が平成23年度の事業実績でございます。

続きまして決算状況についてご説明申し上げます。決算状況につきましては、財務諸表の損益計算書、貸借対照表で説明させていただきます。9ページの損益計算書をご覧ください。1の事業収益でございますが、事業実績報告のとおり平成23年度は、南幌工業団地、ふれあいタウン稲穂ともに販売実績がなく、(3)完成土地賃貸収益につきましては、南幌工業団地への新規立地企業分1社と、既存企業1社の拡張分を含めた計3社分の賃貸収益のみの決算額となっております。

次に2の事業原価も同様に(3)完成土地賃貸原価につきましては、3社分の南幌工業団地賃貸原価が決算額となっております。

次に3の販売費及び一般管理費(1)経費につきましては、理事報酬、企業誘致活動に伴う経費のほか、土地開発公社管理用地草刈業務委託料などの管理費が決算額となっております。このことから、事業利益として収益から経費を差引いた264万6,589円が事業損失額となっております。

次に4の事業外収益でございますが、(1)は預金の受取利息、(2)につきましては住宅供給公社用地管理等受託事業収入、(3)雑収益としましては、平成23年度長期借入金利息支払に伴う南幌町からの補助

金などが決算額となっております。なお、借入金利息支払に伴う南幌町からの補助金につきましては、完成土地賃貸収益が増加となり、支払利息2,002万257円のうち702万257円を土地開発公社の会計から捻出することができたことから、町からの補助金については、1,300万円の決算となっております。

次に5の事業外費用の(1)支払利息は、公社事業運営資金17億円の長期借入金支払利息であります。また、(2)受託事業費は、北海道住宅供給公社用地管理委託料が決算額となっております。

以上、当期純利益につきましては、2件の賃貸契約があったものの売買実績がなかったことが大きな要因となりまして、768万9,481円の損失決算となっております。

続きまして、10ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部につきましては、土地開発公社が保有している現金、預金をはじめ工業団地、住宅団地などの用地でございまして、資産合計で8億4,792万9,157円となっております。

続いて負債の部、2固定負債(1)長期借入金については、公社事業運営資金である長期借入金17億円が、平成22年度から元金償還が始っており、残高が14億7,333万4,000円に減少したものの、元金償還財源を南幌町から借入れしていることから、17億円の決算額となっております。(2)の保証金につきましては、南幌工業団地において賃貸操業している企業3社分の保証金となっており、負債合計で17億745万6,800円となっております。

最後に資本の部でございますが、1番、資本金の設立団体の町出資金と、2番、準備金の(1)前期繰越準備金から、前ページ損益計算書の当期純損失を差し引いた8億5,952万7,643円の赤字決算となり、平成24年度へ繰り越されることとなります。

以上で、平成23年度南幌町土地開発公社事業実績及び決算の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第6号 南幌町土地開発公社経営状況報告については報告済といたします。

日程25 報告第7号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 只今上程を頂きました報告第7号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、平成23年度における経営状況の報告であります。内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。振興公社専務。

振興公社専務 只今より平成23年度の南幌振興公社営業状況説明をさせていただきます。

きます。資料の業務報告につきましては要点を説明させていただきます。

1 営業の概要でございますが、実績については3ページをお開きください。平成23年度の営業実績、4月から11月までの入場者と売上を前期と比較した表でございます。表の一番下の合計欄をご覧ください。入場者は2万9,240人、前期に比へまして436人、率にして1.5%の減少となっております。年間目標の3万1,000人よりも1,760人の大きな減少となっております。純売上額は1億860万円、前期に比へまして26万円、率にして0.2%の減少となっております。今期は、4月は雪解けが遅くオープンが遅れ、天候も悪い日が多く減少いたしました。5月になりまして、その傾向が続きました。特にゴールデンウィーク期間中、雨の日が多く、また、雪解けの水で夕張川が増水し渡し船が使用できず、14ホールの変則営業となり、お客様の大きな減少となっております。6月になりまして、天候もいい日が多くなり、入場者も回復傾向となってきました。7月になりまして、清幌橋工事に伴う平成15年から9年間続いた18ホール暫定コース営業が7月1日より解消され、渡し船のない形の18ホール営業ができるようになり、天候も4日の大雨でクローズになりましたが、その後が順調になりまして、入場者を大きく伸ばすことができました。8月も順調に推移して参りましたが、9月になりまして月初めから台風の影響など、2日から6日間、雨が続きまして大きく減少させてしまったと。その後も、土日祝日に天候が悪い状態が続き、営業日数も26日と大きく減少いたしました。10月になりまして天候も安定してきましたが、9月の降雨の後遺症が最後のシーズンまで影響しました。ここで、下の売上の表でございますけれども、この中で練習場の売上が順調に、多少減少しておりますが、高含みでなっているのがうれしい材料でございます。

ここで恒例でございますけれども、道内のゴルフ業界の現状というものを説明させてもらいたいと思います。補助資料2、14ページをお開きください。道内の各地域別の入場者ということで載せてございます。平成23年度の入場者は総数約356万人、前期より約8万人、2.3%の減少となっております。入場者が前年度を上回ったのは、15地区中2地区のみでございます。それも、多少の微々たる増加でございます。18ホール換算入場者数、全道平均1万8,299人を上回った地区は、札幌、石狩南、石狩北、渡島の4地区のみでございます。この傾向は、ほぼ昨年と同じ状況でございます。昨年も申しましたが、入場者数を報告しないゴルフ場も増えてございまして、推定の入場者のゴルフ場等もあるものですから、比較はなかなか困難でございます。

次のページでございますが、当ゴルフ場が入っている空知管内の入場者数の対前年比でございます。約2万5,000人、6.2%の減少であり、この地域もやはり天候の影響等々で減少したと思われております。この表の備考欄の数字でございます。18ホール換算入場者数でございますが、3万人を超えたコースは1コースもございませんでした。

次のページでございます。16ページでございます。道内の河川敷の

入場者数を比較しております。4,286人、1.9%の減少となっております。この中で石狩川江別、空知川ラベンダーの2コースのみが増加をしております。月別の増減数を見ますと、5月、9月、10月の減少が非常に大きいと。特に、9月に関しては、江別さん以外は、もう大幅に減少しているということになっております。この9月の大雨で河川敷のコース、7コースが冠水したということになって入場者が大きく減少しております。

次でございます。17ページでございますが、これは当ゴルフ場、南幌リバーサイドゴルフ場の入場者数を平日、土日祝日という形で各項目ごとに分けて比較しております。それで、これを見ますと、やはり4月、それから9月の減少が非常に大きいということがうかがわれます。それと、年間を通しまして平日の入場者数は前年より多少でもオーバーしておりますが、特に土日祝日の減少が非常に大きいということでございます。

特に、最後になりますが、道内の18ホール入場者を換算しましたゴルフ場の現状を表しております。総数から見ますと南幌は10位ということでございまして、多くのゴルフ場は4月から11月の営業となっております。地域によりましては、3月、12月と、日照が多くて営業できるコースもございますが、入場者の多いコースは、この備考欄にも載っておりますが、再生、要するに身売りしたとか、買われたというゴルフ場が多くなっている。また、札幌、石狩を中心に多い状況になってございます。

以上で、業界の現状の説明終わりました、資料の2ページに戻っていただきます。ここで、(4)清幌橋の架換に伴う損失補償について、工事期間中の遊休地の維持管理費としまして、C、493万8,000円を受け取っております。また、復元工事費、Bといたしまして、1億1,414万6,000円を受け取りまして、ティグラウンドの3面の復元、張り芝工、旧橋、古い橋の下の部分の芝地の復元工、新橋の橋の下、橋の前後の芝付け工、それから、9年間続いていた暫定コースと新しいコースのつなぎなど、すべての補償工事を終了しております。なお、その下に、次でございますが、長期借入金の返済状況ということで表に載せてございます。平成23年度、年度末に1,350万円終了しております。新年度も年度末に1,350万円の返済を予定しております。なお、現在の借入残高は、2億165万2,000円でございます。

次に4ページの方にさせていただきます。4ページから11ページまでは決算報告書になってございます。貸借対照表、損益計算書につきましては、要約版で説明をいたしたいと思っておりますので、資料12ページをお開きください。貸借対照表、資産の部について、流動資産が51%増加しております。コースの復元補償費、これを自社工事を多くやって賄ったということで増加となっております。仮払金は、破産管財人等から当社の株の引き取り請求ということで、一時仮払いで保留している

というか、金額ということでございます。有形固定資産5.6%、これは設備投資分が増加してございます。長年作っていなかったカート庫、それから、管理機械のごく一部、券売機の新規、それから中古の交換等によりまして資産の合計が2,170万円増えてございます。

次に下の表でございますが、貸借対照表の負債、資本の部でございます。流動負債が152%の増額になっております。未払金と法人税等々の金額が1,730万円ありまして、約1,000万円の増加となっております。固定負債の長期借入金は、償還分だけ減少してございます。下から3行目の繰越利益剰余金が約2,500万円増加してございます。負債合計は、1.5%の減額になっております。資本合計から負債合計を差し引いた純資産合計は、5億6,675万円です。4.6%の増額となっております。

次に13ページでございます。損益計算書についてでございますが、当期の売上額1億860万円は、前期に比べまして26万円の減少でございました。Bの売上原価は、1,340万円の増加となっております。Cの売上総利益は、1,366万円の減額となっております。Dの一般管理費は、52万円増加となっております。Eの営業利益、1,717万円の損失で、損失は1,418万円の増加となっております。Fの営業外収益は復元工事増加のため1億2,026万円です。6,132万円の増額となっております。Gの営業外費用でございますが、コースの復元などで6,023万円でございます。Hの営業利益は、4,286万円です。2,331万円の増加となっております。Kの営業前利益は、4,303万円でございます。Lの法人税は、1,794万円です。1,110万円の増加となっております。Mの当期純利益は、2,508万円となっております。

次に経費面についての特徴でございますが、下の方の二重丸のDのところでございます。販売費及び一般管理費でございます。これは、固定費が多いものですから、なかなか節減が難しい分野でございます。本年度につきましては、52万円の増加となっております。

次でございます。当期原価、下の二重丸Bのところをご覧ください。原価合計で1,371万円、14.7%の増加となっております。委託管理費以外は増加となっております。長年、人件費を抑制していたものもあるものですから、緩和をいたしました。それから、控えていたハウス等々のペンキ塗りだとか、それらの事業を行いまして、消耗品等も多少強含みで購入したと。設備投資などによる減価償却の増加なども大きかったということでございます。なお、新年度は節減に大いに努めていかなければならないと考えております。

次、10ページに戻っていただきます。今まで貸借対照表、損益計算書を要約で説明させていただきました。この中に一般管理費、製造原価等が載ってございますが、この中で一番大事なのは、まず、この10ページの個別注記表でございます。この個別注記表につきましては、配当の問題もあります。経営再建中、営業努力をしてございますが、本業

の売上不振等々で配当は見合わせるということで、6月の株主総会で承認を得てございます。

それから、最後になりますが19ページをお開きください。この補助資料3は、本来の趣旨とは違いますが、今、うちが行っている24年度の業務計画ということでちょっとご紹介申し上げます。上の方からずらっと載っております。この中で、目ぼしいのは2番目でございます。2番目の北コースの営業ということで、工事が終わりました18ホール営業プラス北コースの方が今年度から新しく営業を、ここに書いてあるような状況で営業を行っております。当初、ゴールデンウィーク前からのオープンを予定してございましたが、雪解けの関係でオープンが遅れまして、5月7日から営業をいたしまして、8月末現在、1,407人の入場者を得ております。このような形で北コースをある程度充実させながら、目標が大きいものですから、全社員、目標完遂に向かって努力してございます。それから、最後の方の4番目の方に、公社、我がゴルフ場の主催のオープンコンペ等々もこのような形で記載してございます。これからのオープンコンペは9月26日、これは平日でございますが全米オープンと。それから、10月の8日、これは祝日の全米オープンと。これは、ぜんこめオープンという形でございます。それと、最後の方になりますが、11月の3日のラストコール杯と。このような形でお客様に刺激をしながら、また、入場者を増やして参りたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第7号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については報告済といたします。

ここで、場内時計で10時40分まで休憩をいたします。

(午前10時20分)

(午前10時40分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 発議第16号より追加日程3 報告第9号までの3議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第16号より追加日程3 報告第9号までの3議案を追加いたします。

追加日程1 発議第16号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

(朗読により説明する。)

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第16号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程2 報告第8号 平成23年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

南幌町議会議長 側瀬敏彦様。委員会審査報告。認定第1号 平成23年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成23年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

認定第1号 平成23年度各会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

追加日程3 報告第9号 平成23年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

南幌町議会議長様。決算審査特別委員長 川幡宗宏。委員会審査報告書。認定第2号 平成23年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成23年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長 お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。
(なしの声)
決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。
それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。
認定第2号 平成23年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立10名、着席0名)
どうぞご着席ください。
賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定すること決定いたしました。
以上で、本定例会に提案されましたすべての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本定例会は只今をもって閉会といたします。
どうもご苦労様でした。

(午前10時50分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議長 _____

9 番 _____

10 番 _____